

公共施設マネジメントの推進と地方公会計

総務省自治財政局財務調査課
課長補佐 中尾 正英

1. 公共施設等総合管理計画	・ ・ ・	2
2. 統一的な基準による地方公会計	・ ・ ・	27
参考資料	・ ・ ・	49

1. 公共施設等総合管理計画

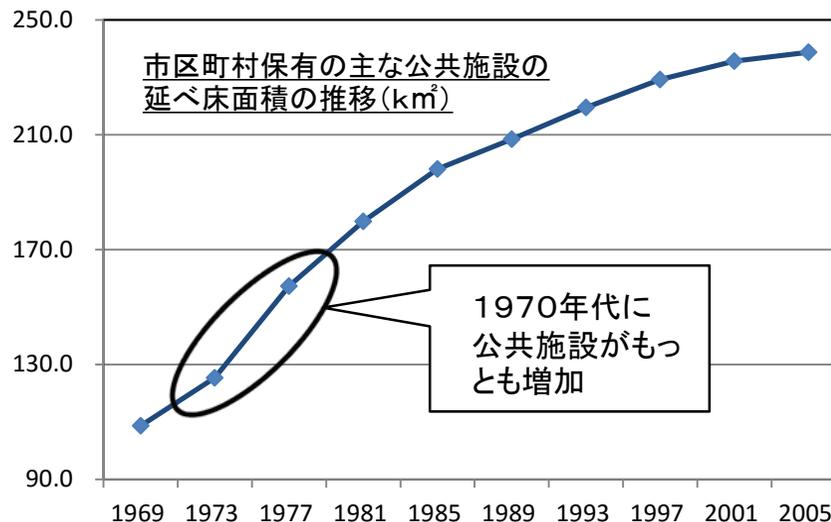
総合的な管理による老朽化対策が必要となっている背景

背景

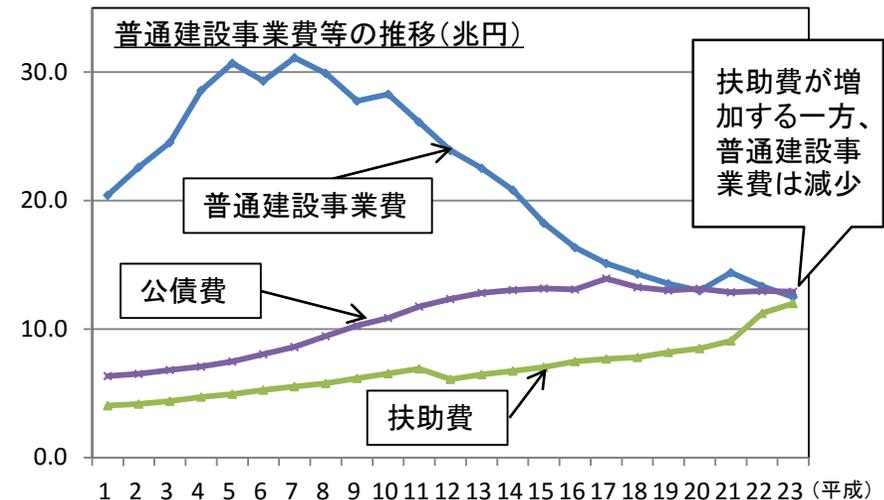
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 (H24.3)

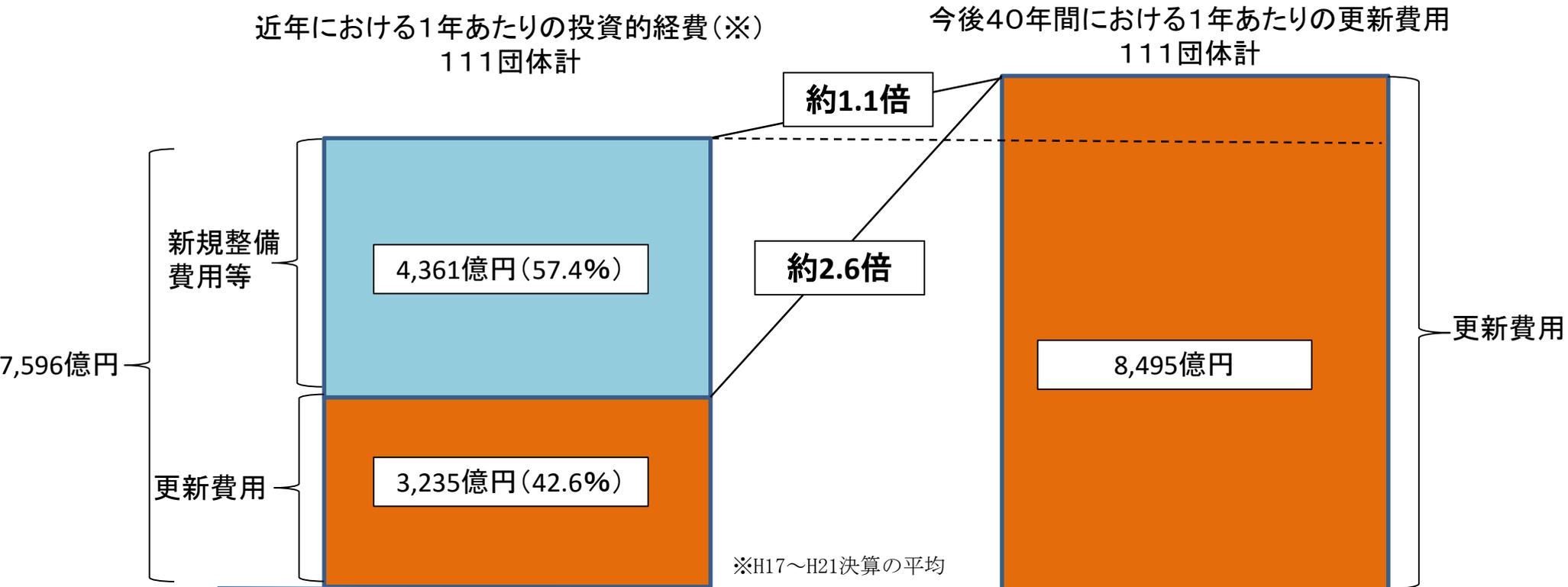
○調査対象の111団体において、

・耐用年数まで10年未満及び耐用年数を超えた公共施設の割合は平均約40%。

・今後40年間に於ける1年あたりの更新費用は、

①現在の投資的経費の約1.1倍、②現在の更新費用の約2.6倍

の額になると試算(全ての施設を更新した場合)。(参考)H26地方財政計画上の投資的経費:約11兆円



公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（概要）

1. 調査の概要

- 平成25年9月1日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1,786団体）
（※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

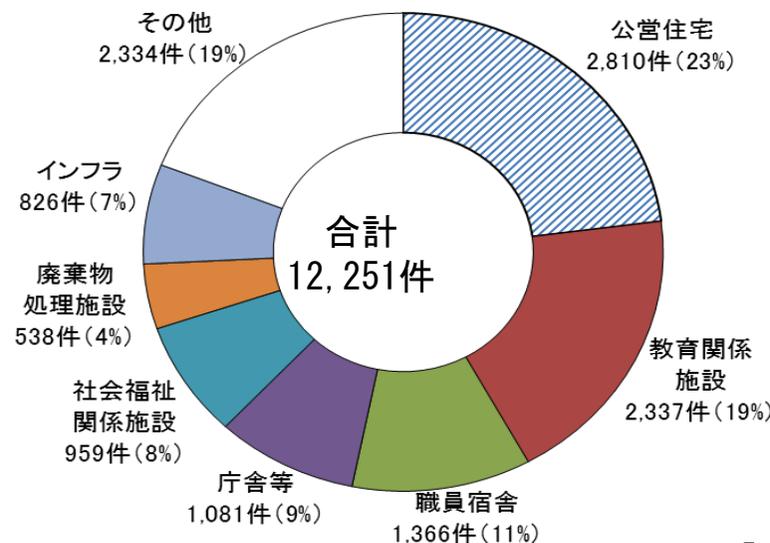
2. 調査結果の概要

- 全国で12,251件の回答。このうち、1～2年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件（32.4%）。時期未定のものも5,007件（40.9%）あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
- 施設種類別の件数では、公営住宅が2,810施設（22.9%）で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設（19.1%）となっている。
- 施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

【調査結果の概要（全国計）】

	合計	解体撤去の時期					
		緊急(1～2年以内)		数年程度後		未定	
1 回答施設数(件)	12,251	3,969	32.4%	3,273	26.7%	5,007	40.9%
2 平均築年数(年)	41	42		41		42	
3 解体撤去費用(百万円)	403,944	115,411	28.6%	127,567	31.6%	160,965	39.8%

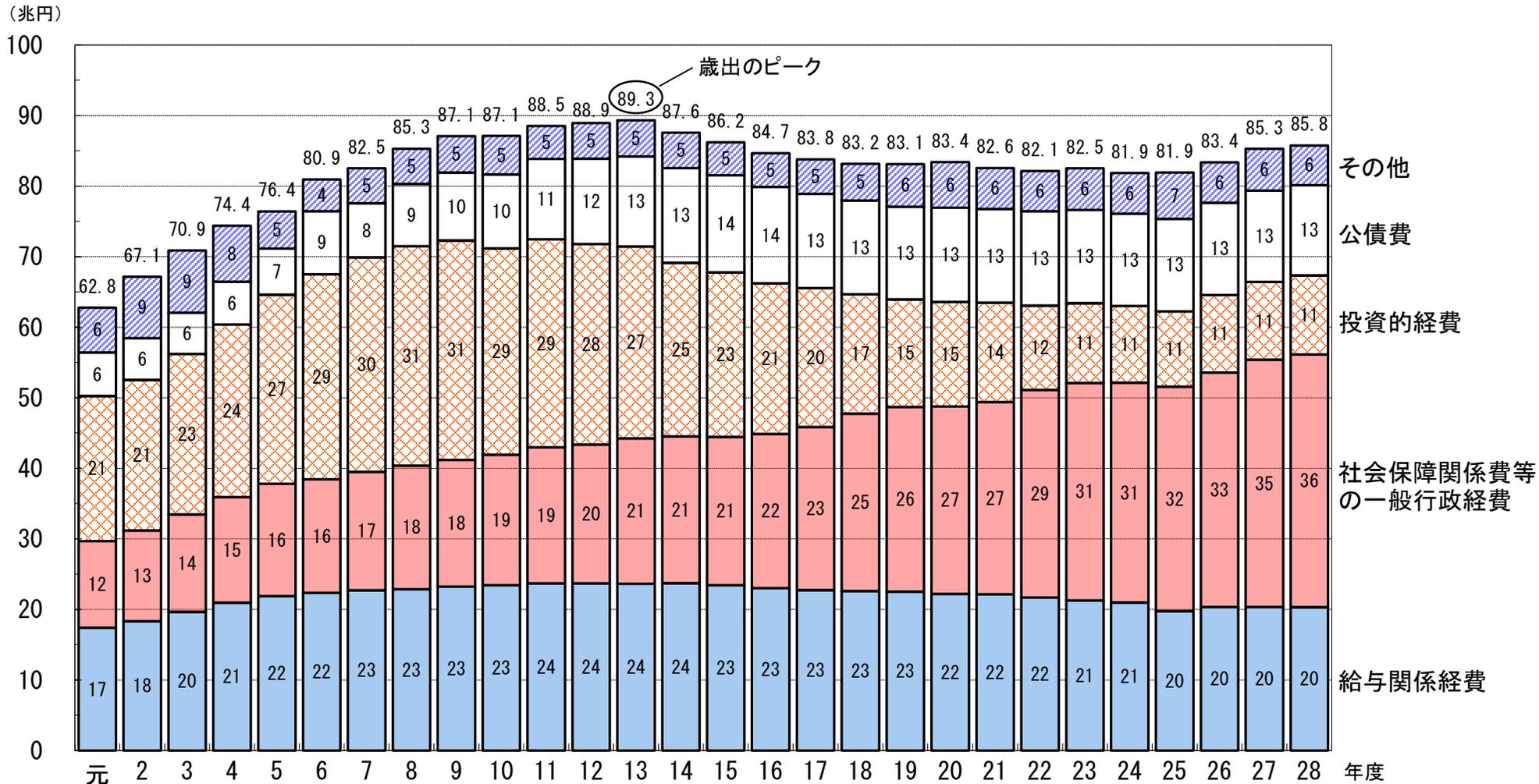
【施設分類別の件数（全国計）】



※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。
※解体撤去費用(概算値)は、各団体からの有効回答を集計したものである。

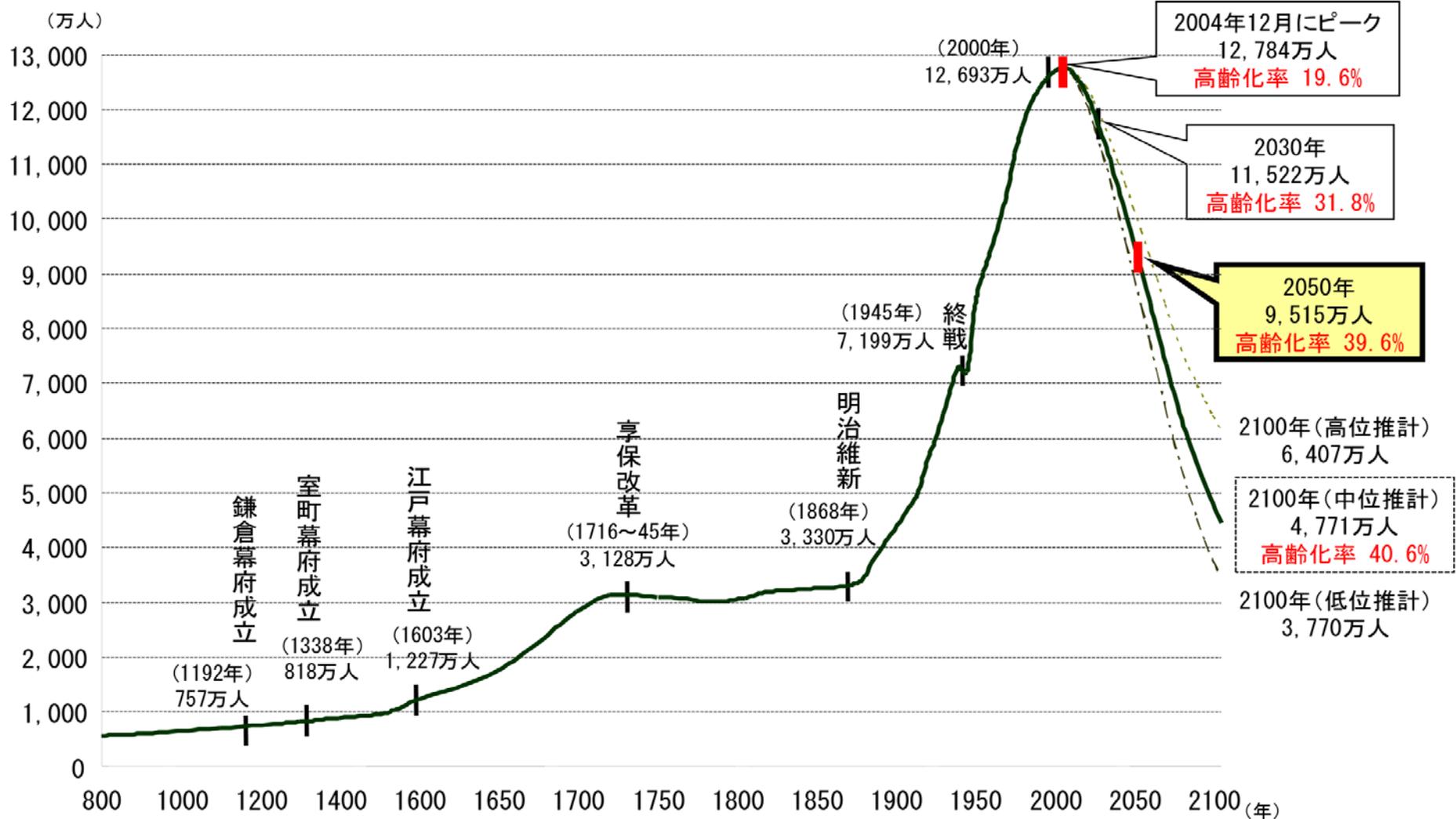
地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



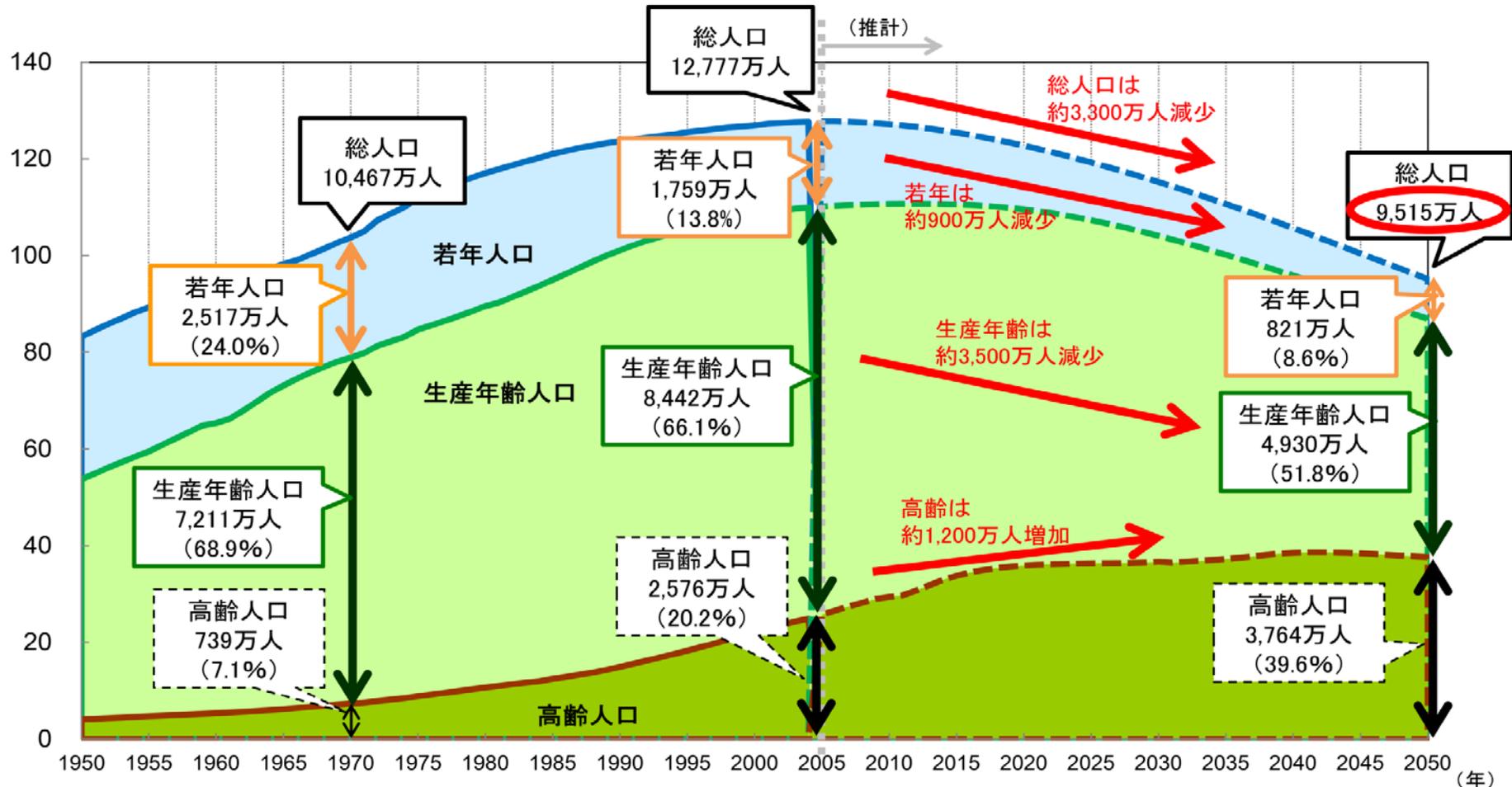
我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でもみても類を見ない、極めて急激な減少。



我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口

(注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている

(注4) 1950～1969、1971年は沖縄を含まない

公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き

トンネル等の緊急点検・集中点検(H25)

中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故の発生【H24.12】



【緊急点検】トンネル内道路附属物(ジェットファン、照明、標識等)

管理者	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25.12末)
国	約1,400本	100%
高速道路会社	約1,800本	100%
地方公共団体	約6,200本	97%



トンネル内
道路附属物点検

【集中点検】主な幹線道路における橋梁、トンネル 等

管理者	点検対象橋梁	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25年度末見込み)
国	約2.8万橋	約1,400本	完了
高速道路会社	約1.7万橋	約1,800本	完了
地方公共団体	約40万橋	約7,200本	約8割



橋梁点検

公共施設マネジメントに係る最近の動き

経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～(平成28年6月2日閣議決定)

第3章「経済・財政一体改革」の推進

5. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

③ 公的ストックの適正化

地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である。そのため、上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを策定するほか、公共施設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援する。(略)

さらに、国有財産については既に原則として全ての資産情報が公開され、公有財産については平成29年度までに固定資産台帳が整備されるが、これらの情報を基に、未利用資産等の全体量等を公表する等により、地域で課題を共有するとともに、民間事業者の参画を促進すること等によって有効活用を促す方策を講ずる。また、普通財産のほか、行政財産についても有効活用を図るため、他の用途で有効に活用可能な未利用地等を洗い出し、活用する方策について検討する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)

Ⅲ. 各分野の政策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

① 稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等

◎ 公共施設の集約化・複合化と利活用

・将来の急激な人口減少に対応し、住民生活に必要な不可欠な行政サービス等の効率的・効果的な供給体制を構築していく観点から、地方公共団体において、「生涯活躍のまち」形成や都市のコンパクト化等を進める際に、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画に基づき、公共施設の集約化・複合化及びその後の利活用を引き続き進められるようにする。加えて、PPP・PFIの導入を進め、民間のビジネス機会の拡大を図る。

インフラ長寿命化計画の体系

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」決定

インフラ長寿命化基本計画

(基本計画)【国】
(平成25年11月策定済)

基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画

※「基本計画」より抜粋

行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画

※平成32年度頃までの策定を目標

(行動計画) 【国】

各省庁が策定
(平成28年度までに策定)

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(行動計画) 【地方】

公共施設等
総合管理計画

(平成26年4月に、平成28年度までに策定するよう要請)

(個別施設計画)

道路

河川

学校

※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。

(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。



各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定 (平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

1. 所有施設等の現状

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・ 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・ 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・ 計画期間：10年以上
- ・ 全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・ 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・ 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日発出)

- ・ 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。

総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析。

【主な分析項目】

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※ これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

総合管理計画に記載すべき事項

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

【主な記載項目】

(1) 計画期間(10年以上)

【例】平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとする。(名古屋市)

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【例】平成22年4月に新設された財産経営課が中心となり、関係部局と連携しファシリティマネジメントの推進を図る。また、各取組を効率的、かつ、効果的に推進するため、既存の庁内会議(県有施設建築計画検討会議等)を活かしつつ、財産管理統括課、技術支援担当課、各部局(県営住宅、教育施設、警察本部、企業庁)の施設管理統括課等が連携した推進体制づくりを行う。(神奈川県)

(3) 現状や課題に関する基本認識

【例】市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に建設が行われ、公共土木施設は昭和30年代の高度経済成長期の始まりを境に集中的に整備されてきた。このため、今後、老朽化する公共施設が急増すると見込まれることから、これに対応した計画的な維持管理が必要である。(名古屋市)

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（次ページ以降で詳述）

(5) フォローアップの実施方針

【例】PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行う。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、基本方針の見直しを行う。(長野県)

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (※ 個別施設計画との整合性に留意。)

施設類型(道路、学校等)ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。 15

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようにするためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。（名古屋市）

【記載事項】

① 点検・診断等の実施方針

【例】長期保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。（群馬県）

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【例】各整備内容ごとの計画保全の時期を過ぎた既存施設について、リニューアル改修や改築に至る前に施設の安全性や、快適性を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新する。（名古屋市）

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載。

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【記載事項(その2)】

④ 耐震化の実施方針

【例】神戸市耐震改修促進計画が定める一般営繕施設について、27年度までに、耐震化率100%の目標を達成するために計画的・効果的な施設整備を図るなどの実践支援をする。(神戸市)

⑤ 長寿命化の実施方針

【例】「長寿命化対象施設」は、現行の平均的な40年の建替え周期を65年へと延長して設定し、経済的且つ効果的な保全措置を講じて築後平均使用年数を延長し、40年で建替える場合に比して、LCC(ライフサイクルコスト)を5カ年で30%以上低減し、次の5カ年も同様とする。(神戸市)

⑥ 統合や廃止の推進方針

【例】施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。(さいたま市)

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【例】多岐にわたるファシリティマネジメント業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、施設ごとにファシリティマネジメント推進員を設置し、ファシリティマネジメントに必要な研修を実施するなど、必要な取組を行う。(静岡県)

総合管理計画策定にあたっての留意事項

一 行政サービス水準等の検討

- あるべき行政サービス水準を検討。

【例】市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。（相模原市）

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定。
- 不断の見直しを実施し順次充実。

三 議会や住民との情報共有等

- 議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定。

【例】持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要である。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示する必要がある。（名古屋市）

四 数値目標の設定

- 計画の実効性を確保するため、目標の定量化に努める。

五 PPP/PFIの活用について

- 民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努める。
- PPP/PFIの積極的な活用を検討。

【例】PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。（さいたま市）

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- 圏域の市区町村の公共施設等も念頭に、広域的視野をもって総合管理計画を検討。

【例】公共施設の最適化を図るにあたっては、あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産（施設等）を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。（堺市）

七 合併団体等の取組について

- 合併団体や過疎地域等においては、特に早急に総合管理計画の策定を検討。

その他

一 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)について

総合管理計画は、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体においてインフラ長寿命化計画(行動計画)に該当。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を参考にされたい。

四 更新費用試算ソフトの活用について

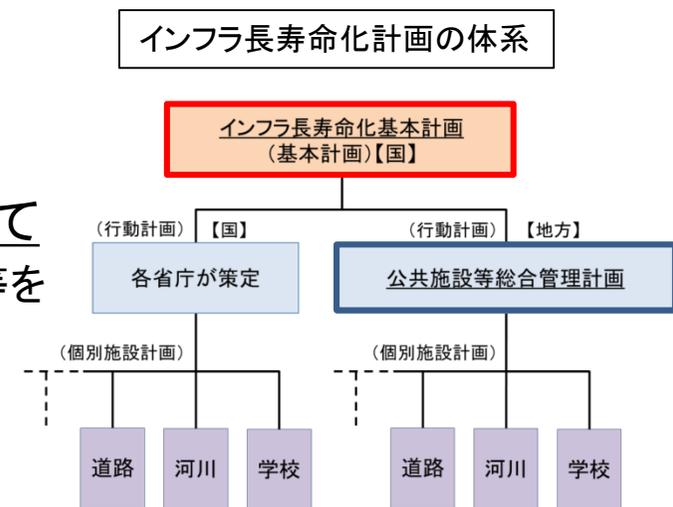
更新費用試算ソフトを必要に応じ活用。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

六 地方公会計(固定資産台帳)との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。



公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑧

その他

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」(平成28年4月1日現在)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計		
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
回答団体数		47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
策定予定有		47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
内 訳	策定済	30	31.9%	15	75.0%	398	23.1%	443	24.8%	
	未策定	17	68.1%	5	25.0%	1,323	76.9%	1,345	75.2%	
	予定時期 策定完了	H28年度	17	38.3%	5	25.0%	1,313	76.3%	1,335	74.7%
		H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	10	0.6%	10	0.6%
H28年度までに策定予定		47	100.0%	20	100.0%	1,711	99.4%	1,778	99.4%	
策定予定無		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

その他

四 更新費用試算ソフトの活用について

更新費用試算ソフトにより、公共施設等の整備状況の可視化や将来の更新費用の試算などを行うことが可能であり、公共施設マネジメントにも資する。

<試算の考え方>

総務省HPからアクセス可能
<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

◆ 推計の対象

1. 市町村の公共施設（普通会計の建築物及び病院）及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道及び下水道）

◆ 推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

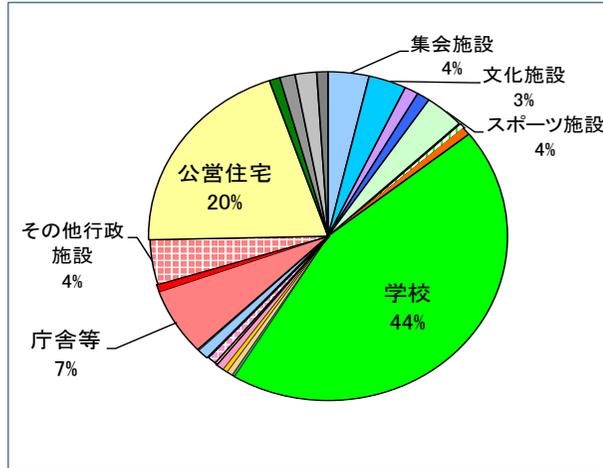
	更新の考え方	数量	資料
公共施設	60年で建替え（30年で大規模改修）	延床面積（㎡）	公有財産台帳
道路	15年で舗装部分の更新（打換え）	面積（㎡）	道路施設現況調査
橋りょう	60年で架替え	面積（㎡）	道路施設現況調査
上水道管	40年で更新	延長（m）	水道統計調査
下水道管	50年で更新	延長（m）	下水道事業に関する調書

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑩

更新費用試算ソフトによる試算イメージ

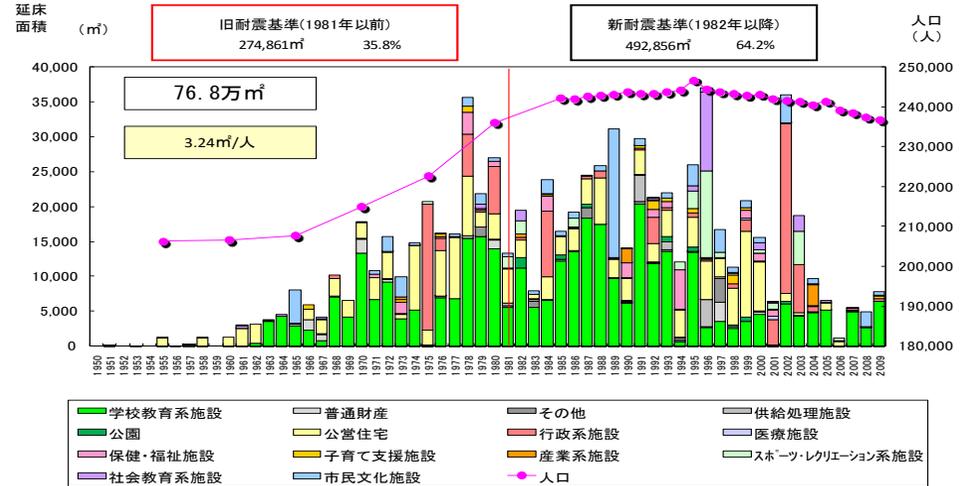
(注) この団体は架空のものであり、数字は仮定のもの

公共施設の建物面積の内訳



- 集会施設
- 文化施設
- 図書館
- 博物館等
- スポーツ施設
- レクリエーション・保養施設
- 保養施設
- 産業系施設
- 学校
- その他教育施設
- 幼保こども園
- 幼児・児童施設
- 高齢福祉施設
- 障害福祉施設
- 児童福祉施設
- 保健施設
- その他社会福祉施設
- 医療施設
- 庁舎等
- 消防施設
- その他行政施設
- 公営住宅
- 公園
- 供給処理施設
- その他

公共施設の築年別整備状況

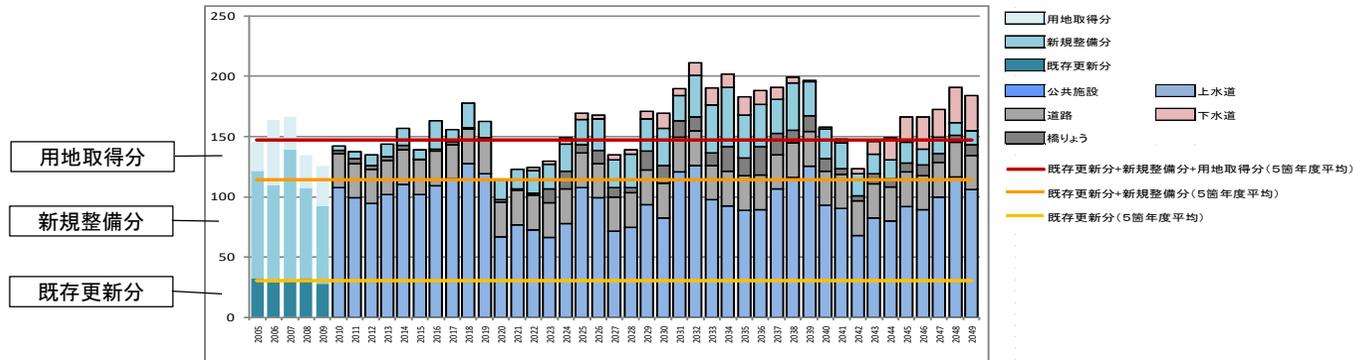


公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算

このグラフはインフラ資産及び公共施設の将来の更新費用の試算結果の合計を示したものである。

40年間整備額 6,455.9 億円

1年当たり整備額 161.4 億円



(※)この他、地方公共団体向けに更新費用の試算等を行えるソフトとして提供されているものに、「保全マネジメントシステム」(BIIMS、(一財)建設保全センター)がある。【HP】<https://www.bmmc.or.jp/system1/>

その他

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1/2）

- ◆ 平成26年度からの3年間
- ◆ 措置率1/2
- ◆ 特別交付税措置の対象となる計画であることを確認リストにより確認（総務省及び各都道府県）。
- ◆ 対象経費

対象経費	【参考】対象外経費の例
<p>公共施設等総合管理計画の策定のため支出した経費であって、以下に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 先進団体視察、職員研修に要する経費 • 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費 • 他の地方公共団体等との連携検討・協議に要する経費 • 保有している公共施設等に関する情報の整理・分析等に要する経費 • 住民への普及・啓発活動等に要する経費 • 計画の作成に要する事務雑費 <p>※ これらの対象経費は、委託料として支出する場合も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震診断、劣化診断等の施設点検及び現物確認・公共施設等に関する情報の収集等の調査に要する経費 • 個別施設計画の策定に要する経費 • 公共施設等に関する情報の管理に必要なシステムの構築・改修・利用に要する経費 • 公共施設等に関する情報の管理に必要なシステムの保守・維持管理に要する経費 • 固定資産台帳の整備に要する経費（別途、「統一的な基準による地方公会計の整備に要する経費」として、特別交付税措置）

その他

六 地方公会計(固定資産台帳)との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有する全ての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産(固定資産)の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心(道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある)	すべての資産
金額情報	なし(原則)	あり
減価償却	なし	あり

公共施設等総合管理計画推進のための3つの財政措置

地方財政対策において、公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置を拡充。

1. 3つの財政支援措置

(1) 公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)

【期間】

平成27年度からの3年間

【充当率等】

地方債充当率：90%

交付税算入率：50%

【平成28年度地方債計画計上額】

1,130億円（平成27年度は410億円）

※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る

※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

(2) 地域活性化事業債(転用事業)

【期間】

平成27年度からの3年間

【充当率等】

地方債充当率：90%

交付税算入率：30%

【平成28年度地方債計画計上額】

110億円（平成27年度は90億円）

※ 広域連携により事業を実施する場合も

対象

(3) 除却事業に係る地方債

【期間】

平成26年度以降当分の間

【充当率】

地方債充当率：75%

(資金手当)

【平成28年度地方債計画計上額】

480億円（平成27年度は340億円）

※ 1兆2,200億円程度（600億円増額）

2. 平成28年度地方財政計画

・ 公共施設等総合管理計画の策定状況（※）を踏まえ、以下のとおり増額。

平成27年度 1,000億円

(内訳)

集約化・複合化事業 450億円

転用事業 100億円

除却事業 450億円



平成28年度 2,000億円

(内訳)

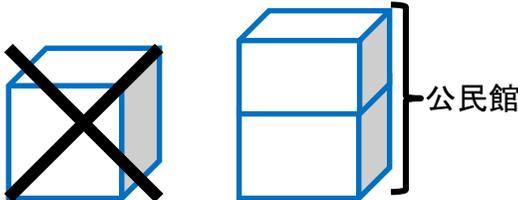
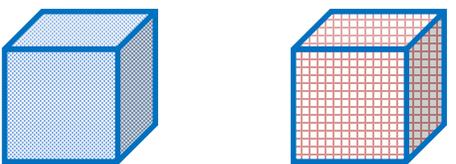
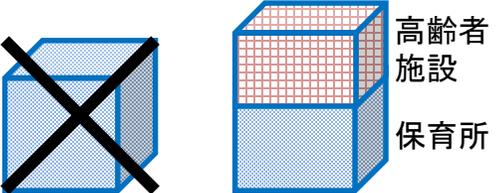
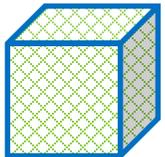
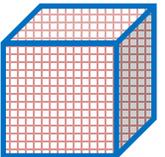
集約化・複合化事業 1,250億円

転用事業 120億円

除却事業 630億円

※平成27年10月時点では全団体のうち6.3%が公共施設等総合管理計画を策定済みであり、平成28年度にほぼすべての団体において策定予定。

公共施設等の最適配置の推進に資する事業（イメージ）

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 <p>公民館A (延床面積:200) (延床面積:200)</p>	 <p>廃止 集約化後施設 (延床面積:350)</p>	<p>公民館</p> <p><u>既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する</u></p>
複合化事業	 <p>保育所A (延床面積:200) (延床面積:200)</p>	 <p>廃止 複合施設 (延床面積:350)</p>	<p>高齢者施設 保育所</p> <p><u>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。</u></p>
転用事業	 <p>学校A</p>	 <p>高齢者施設</p>	<p><u>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する</u></p>

2. 統一的な基準による地方公会計

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

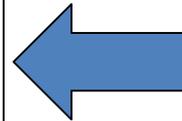
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

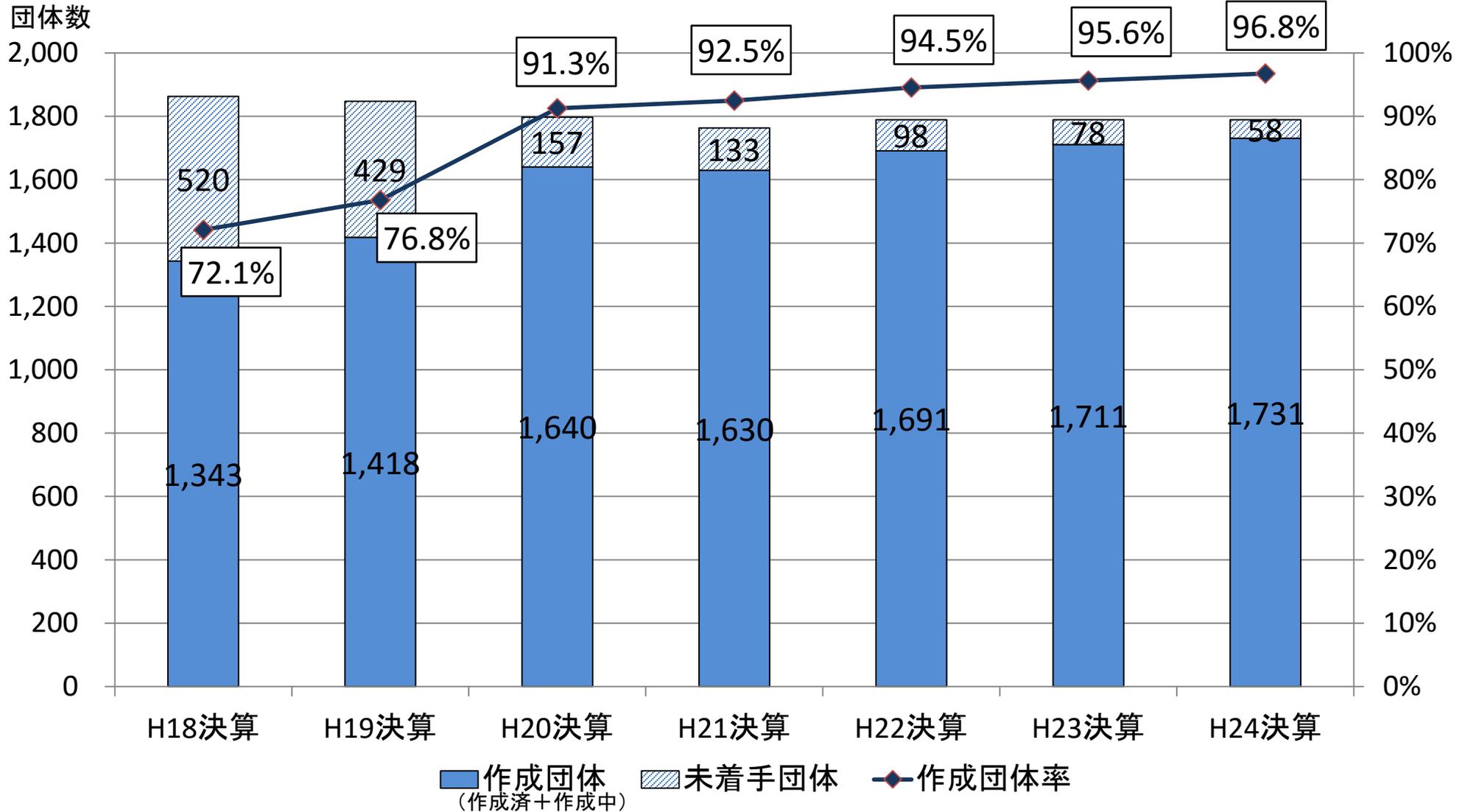
② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

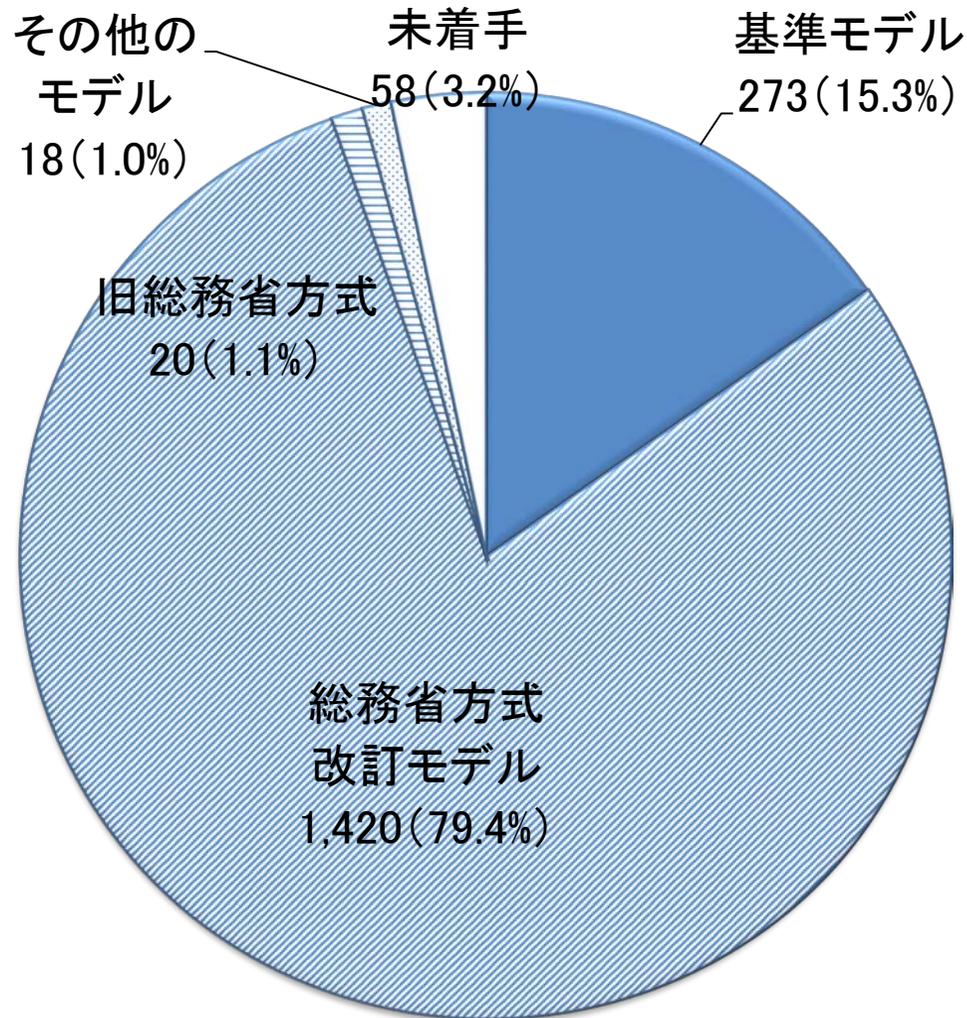
財務書類作成団体数の推移



※ 都道府県及び指定都市は、平成18～24年度決算いずれにおいても全団体が作成団体
 ※ 平成21年度決算について、東日本大震災の影響による未回答団体(34団体)は集計対象外
 ※ 各年度決算の翌年度末時点の作成状況

モデル別の財務書類作成状況（平成24年度決算）

（平成26年3月31日時点）

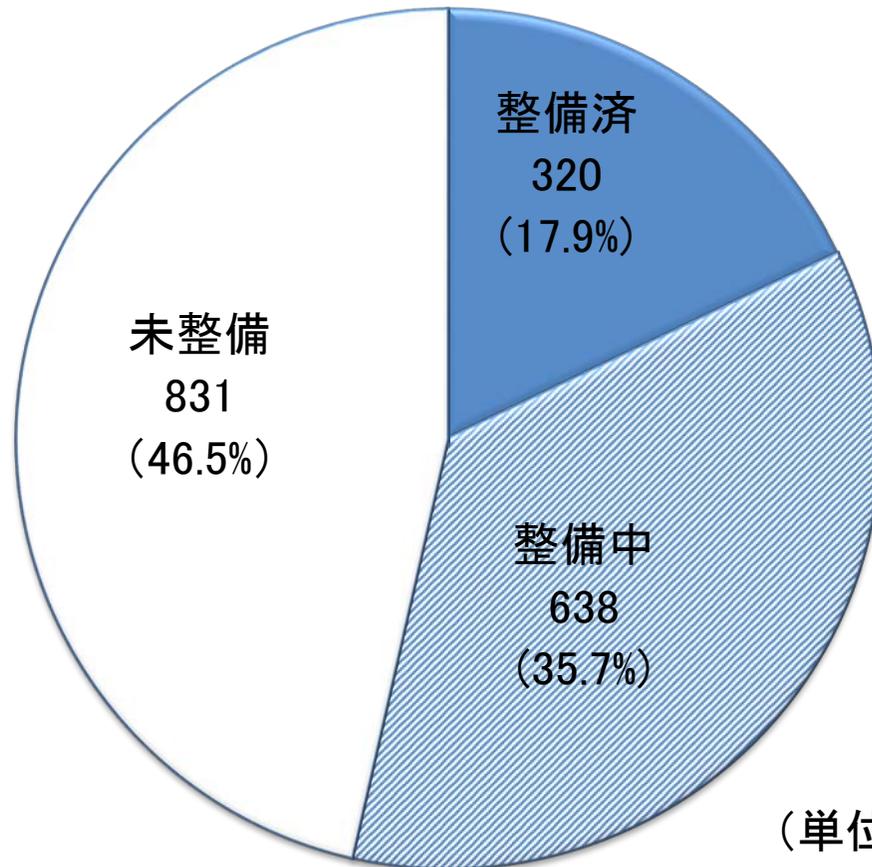


区分	団体数	割合
作成済＋作成中	1,731	(96.8%)
基準モデル	273	(15.3%)
総務省方式改訂モデル	1,420	(79.4%)
旧総務省方式	20	(1.1%)
その他のモデル	18	(1.0%)
未着手	58	(3.2%)
合計	1,789	(100%)

（単位：団体、％）

固定資産台帳の整備状況（平成24年度決算）

（平成26年3月31日時点）



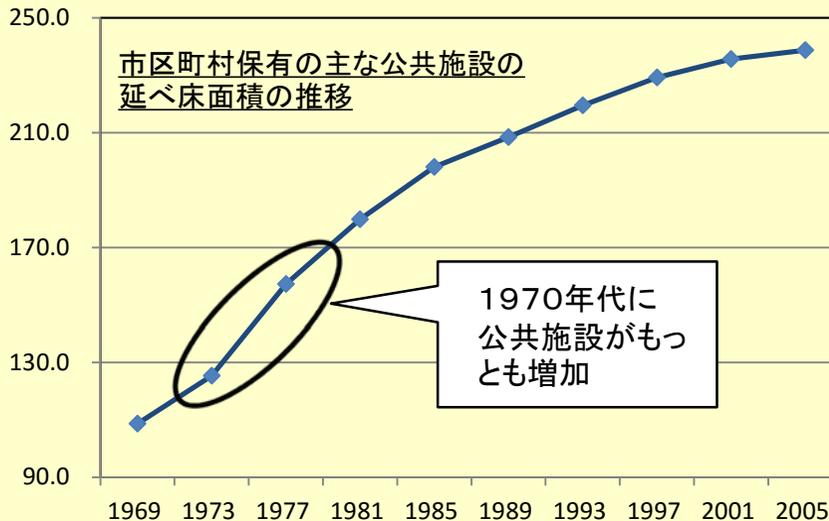
区分	団体数	割合
整備済	320	(17.9%)
整備中	638	(35.7%)
未整備	831	(46.5%)
合計	1,789	(100%)

※ 整備中の団体には、過去に一旦は整備したが定期的な管理（更新）ができていない団体（84団体）を含む

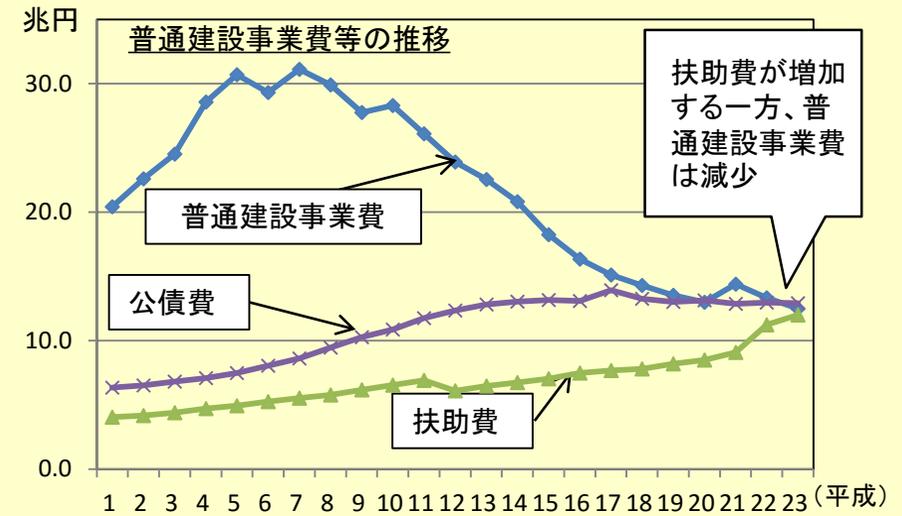
固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

km² 【公共施設状況調査】



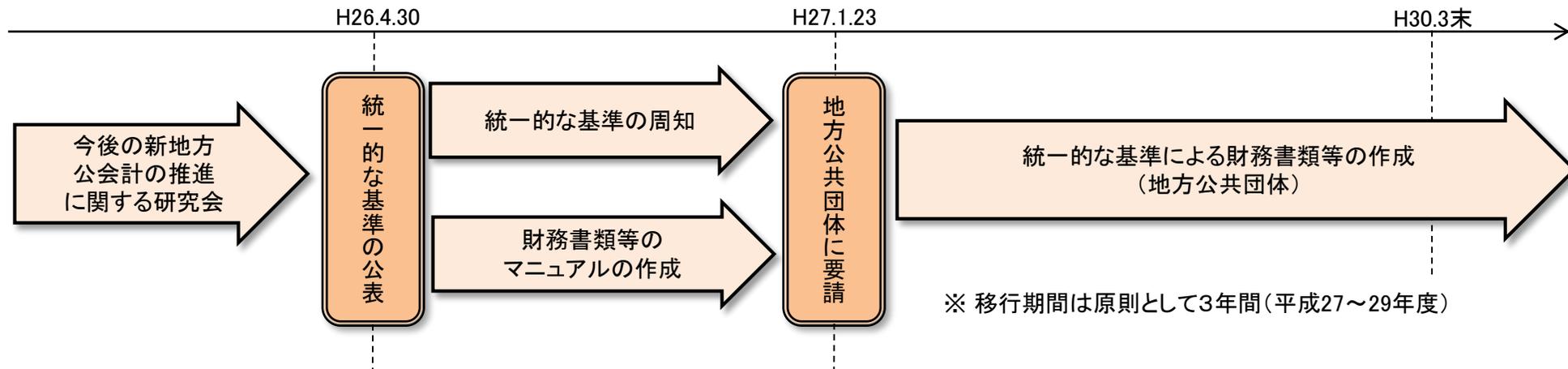
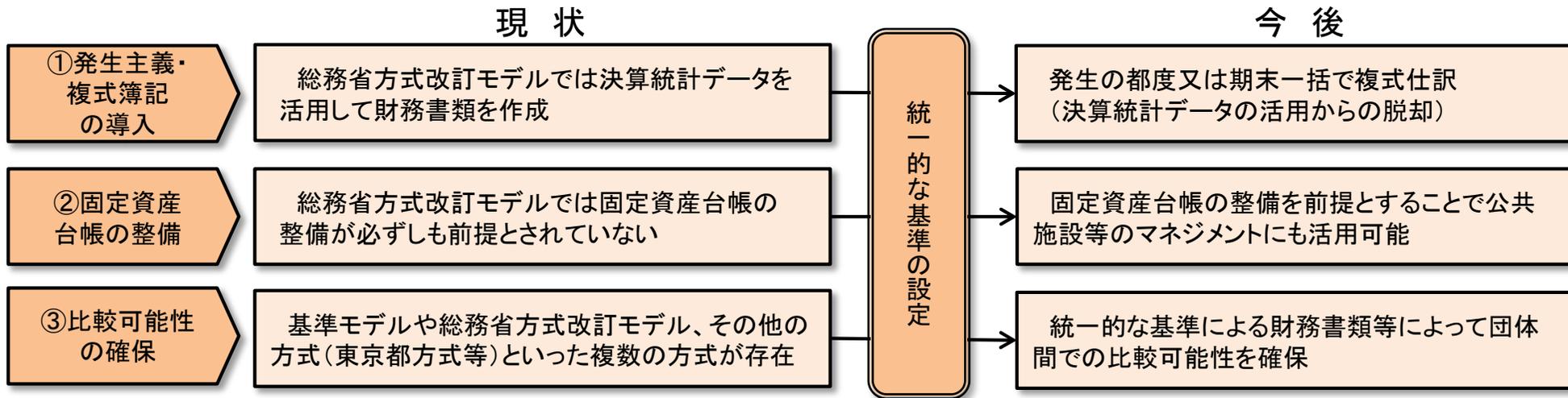
【地方財政状況調査】



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠。

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめしております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

➡ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

➡ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

地方公会計システムの整備・運用に係る経費について普通交付税措置（平成28年度～）

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置※（平成26～29年度）

➡ 地方交付税措置を講じることによって地方公共団体の経費負担を軽減

※措置率1/2（財政力補正あり）

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修をレベル別（基礎・ステップアップ）に実施する予定

➡ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

統一的な基準による地方公会計マニュアルの概要

1. 財務書類作成要領

○ 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

➡ 当該要領で示す仕訳変換表（現金主義・単式簿記→発生主義・複式簿記）により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

○ 統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの

〔 ・住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
・固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載 〕

➡ 固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務書類作成の手引き

○ 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

➡ 連結財務書類の作成により、単なる情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務書類等活用の手引き

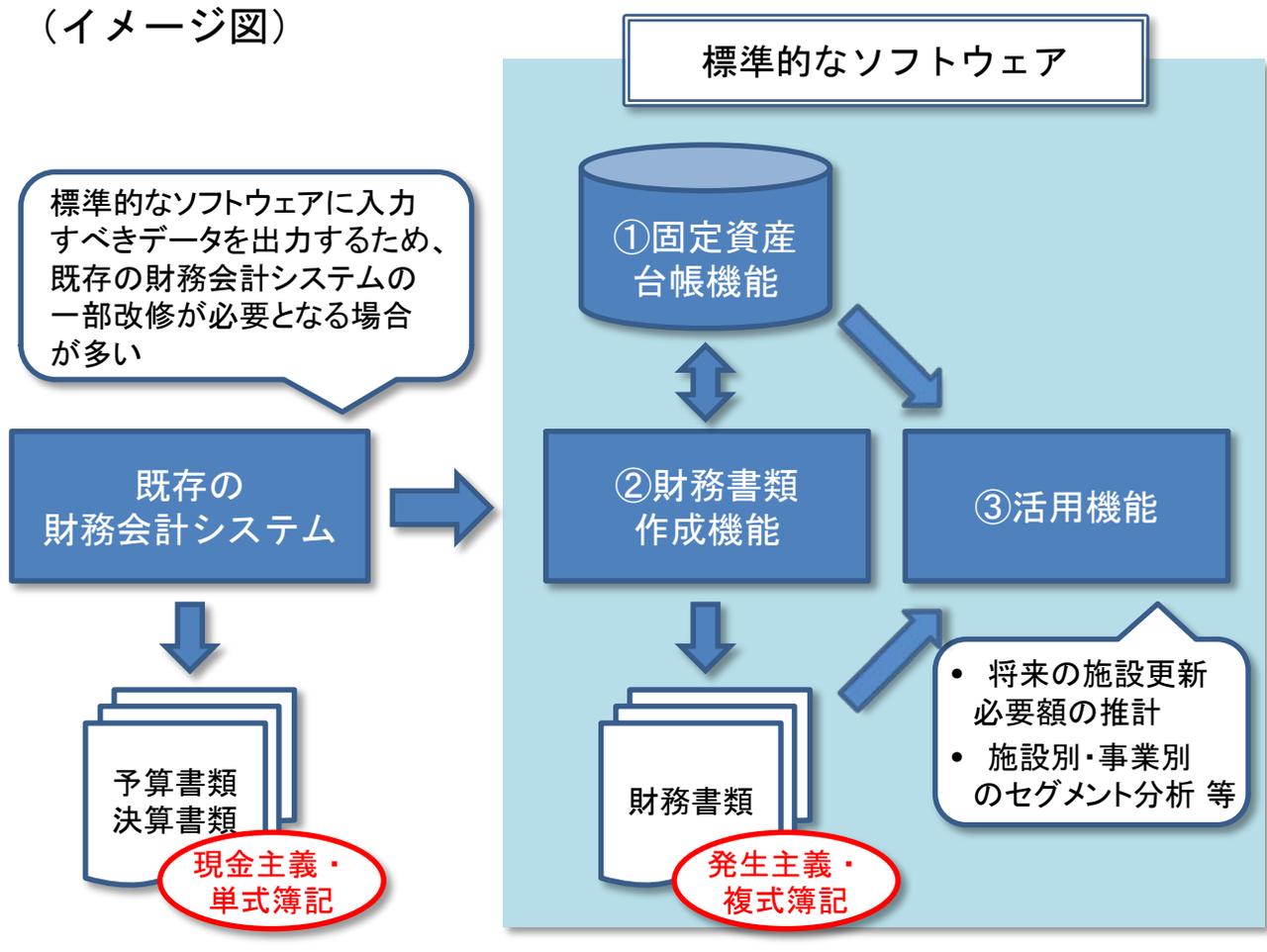
○ 財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの

➡ 財務書類等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる

地方公会計に係る標準的なソフトウェアの概要

統一的な基準による地方公会計の整備促進のため、平成27年度に標準的なソフトウェアを開発して地方公共団体に無償で提供することとしている。

(イメージ図)



① 固定資産台帳機能

各固定資産の取得年月日、取得価額、耐用年数等のデータを管理する機能
(既存の表計算ソフトからのデータ取込みも可能)

⇒ H27.10に提供開始

② 財務書類作成機能

既存の財務会計システムの現金主義・単式簿記のデータ等を取り込んで発生主義・複式簿記のデータに変換して財務書類を作成する機能

⇒ H27.12に提供開始

③ 活用機能

財務書類等のデータを基に将来の施設更新必要額の推計や施設別・事業別のセグメント分析等を行う機能

⇒ H28.3に提供

自治体情報システム構造改革推進事業（普通交付税措置）

1. 自治体クラウドの推進(コスト構造改革)

自治体クラウドの導入に必要な経費を計上。

2. 情報セキュリティ構造改革

マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに都道府県や市区町村が行う所要のセキュリティ対策について、必要な経費を計上。

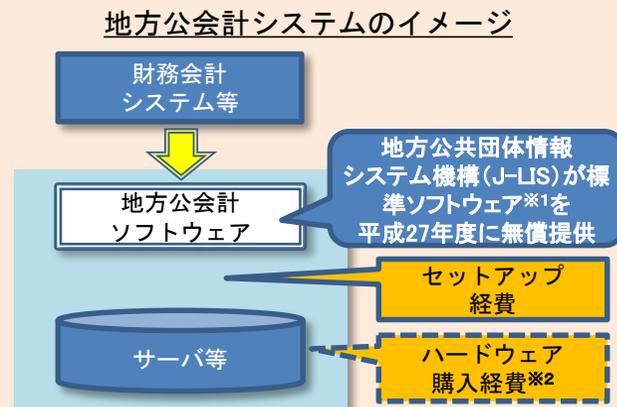
3. マイナンバー制度の基盤になる住基ネット等の運用

マイナンバー制度における行政機関等との間の情報連携の実施に向け、必要な経費を計上。

4. 地方公会計システムの整備・運用

統一的な基準による地方公会計に係るシステムの整備・運用に必要な以下の経費を計上。

- ・地方公会計システムの稼働に必要な財務会計システム等改修経費
- ・地方公会計ソフトウェアのセットアップ経費
- ・ハードウェア購入経費(一部事務組合等に係るものに限る。)
- ・ハードウェア及びミドルウェアの保守経費



※1 ソフトウェアの稼働に必要な前提ミドルウェア(基本版)も含む。
※2 一部事務組合等のみが対象であり、都道府県及び市区町村のハードウェア購入経費は平成20～24年度の普通交付税において措置済み。

5. デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用

平成28年5月末までに消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に移行することから、必要な経費を計上。

統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置

1. 趣旨

平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を整備してもらうため、総務大臣通知（平成26年5月23日付け）において、固定資産台帳の整備等を地方公共団体に要請しているところであるが、特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減し、統一的な基準による地方公会計の整備促進を図る。

2. 対象期間

平成26年度から平成29年度まで（4年間）

3. 対象経費

➤ 固定資産台帳の整備に要する経費

資産の評価及びデータ登録に要する経費（更新管理に要する経費を除く）

➤ 専門家の招へい・職員研修に要する経費

財務書類等の作成に必要なコンサルティング等に要する経費

※1 地方公会計の統一的な基準の導入に係るものに限る。

※2 一部事務組合等については、固定資産台帳の整備に要する経費に資産の棚卸しに要する経費も含む。
（都道府県及び市町村については、既に普通交付税の包括算定経費（平成20～24年度）において措置済み）

4. 措置率

1 / 2（財政力補正あり）

統一的な基準による地方公会計についての各種研修等（平成28年度）

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

区分	研修名	研修期間	定員	研修内容
総務省自治大学校 （東京都立川市）	地方公会計特別研修	平成28年5月16～20日 （5日間）	100名程度 （205名）※3	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含み、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容構成
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー：JAMP） （千葉県千葉市）	地方公会計制度（基礎）	平成28年7月11～13日 （3日間）	50名程度※1	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務（応用）	平成28年10月3～5日 （3日間）	50名程度※2	演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
全国市町村国際文化研修所 （国際文化アカデミー：JIAM） （滋賀県大津市）	自治体マネジメントのための地方公会計実務	平成28年4月25～27日 （3日間）	50名程度※1 （95名）	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務（ステップアップ）	平成28年9月12～14日 （3日間）	50名程度※2	演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
	固定資産台帳の整備	平成28年6月6～7日 （2日間）	50名程度 （49名）	①固定資産台帳の整備実務、②固定資産台帳の活用方法等 ※①・②は演習を含む

※1 公会計業務に従事して1年未満の者

※2 公会計業務に複数年従事した者や簿記3級程度の知識を有する者（ただし、過去に自治大やJAMP、JIAMで公会計研修を受講した者はこの限りでない）

※3（ ）は実際の研修生数

地方公共団体金融機構（JFM）

都道府県等の単位で研修会等（1日間程度）を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士を派遣してサポートする事業（専門家派遣事業）を実施

自治体主催の研修等（特別交付税 H26～29年度）

研修に要する経費について特別交付税により措置（措置率1/2、財政力補正あり） ※必要に応じて、研修講師の紹介も実施

統一的な基準による財務書類の作成予定（平成28年3月31日現在）

- 都道府県及び指定都市においては全団体、市区町村においてもほぼ全ての団体において統一的な基準による財務書類を作成予定。
- 平成29年度までに98.8%の団体において統一的な基準による財務書類の作成が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成予定あり	47	100%	20	100%	1,720	100.0%	1,787	100.0%
平成29年度までに作成	46	97.9%	20	100%	1,700	98.8%	1,766	98.8%
平成30年度以降に作成	1	2.1%	0	0%	20	1.2%	21	1.2%
作成予定なし	0	0%	0	0%	1	0.1%	1	0.1%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※「平成30年度以降に作成」としている団体の中には、日々仕訳により平成29年度決算分を平成30年度に作成する団体も含む。

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

マクロ的視点

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 資産老朽化比率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

○ 将来の施設更新必要額の推計

→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討

○ 未収債権の徴収体制の強化

→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的視点

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

○ 予算編成への活用

→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

○ 施設の統廃合

→ 施設別コストの分析による統廃合の検討

○ 受益者負担の適正化

→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し

○ 行政評価との連携

→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

○ 住民への公表や地方議会での活用

→ 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

○ 地方債IRへの活用

→ 市場関係者に対する説明資料として活用

○ PPP/PFIの提案募集

→ 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

分析の視点及び指標

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 資産老朽化比率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率) 〔関係指標〕将来負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数 〔関係指標〕健全化判断比率
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
弾力性	資産形成を行う余裕はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政コスト対税收等比率 〔関係指標〕経常収支比率 実質公債費比率
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受益者負担の割合 〔関係指標〕財政力指数

「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」の算定式

① 資産老朽化比率

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産帳簿価額} + \text{減価償却累計額}}$$

⇒ 当該指標を導入することにより、既存の決算統計や健全化法の指標では把握できなかった資産の老朽化度合いという新たなストック情報の把握が可能

② 債務償還可能年数

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}^{(\ast 1)} - \text{充当可能基金残高}^{(\ast 1)}}{\text{業務収入等}^{(\ast 2)} - \text{業務支出}^{(\ast 3)}}$$

← 実質債務
← 償還財源

⇒ スtockとフローを組み合わせた当該指標を導入することにより、Stockの改善（地方債残高の抑制等）とフローの改善（事務事業の見直し等）の両面からの把握が可能

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書（地方公会計）における業務収入（地方税、地方交付税等）による。また、「業務収入等＝業務収入＋減収補填債特例発行額＋臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書（地方公会計）における業務支出（人件費、物件費、補助金等）による。

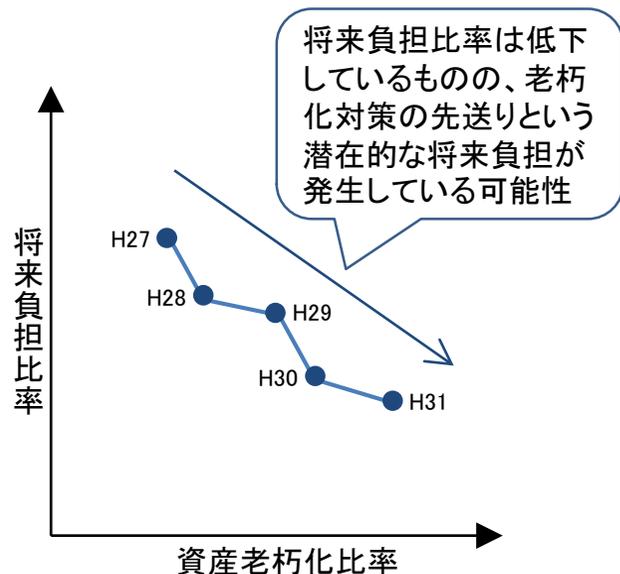
【参考】「財政比較分析表」等における財政指標一覧

	決算統計等	健全化法	公会計
資産形成度			資産老朽化比率
世代間公平性		将来負担比率	
持続可能性 （債務償還能力）		実質公債費比率 将来負担比率	債務償還可能年数
効率性	住民一人当たり人件費、物件費等		
弾力性 （資金繰り能力）	経常収支比率	実質公債費比率	
自律性	財政力指数		

財政指標の「組合せ分析」のイメージ

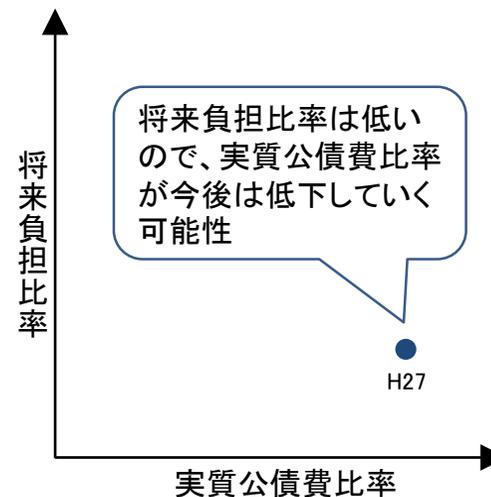
① 将来負担比率 × 資産老朽化比率

- 将来負担比率について、資産老朽化比率と組み合わせて分析することにより、老朽化対策の先送りという潜在的な将来負担も含め、将来負担をより総合的に捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が低くても資産老朽化比率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性が判明する。



② 将来負担比率 × 実質公債費比率

- 将来負担比率について、実質公債費比率と組み合わせて分析することにより、フローとストックの両面から将来負担を捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が高い場合に実質公債費比率も高いのはある意味当然であるが、実質公債費比率が高くても将来負担比率が低ければ、実質公債費比率が今後は低下していく可能性が判明する。



地方財政の全面的な「見える化」① ～決算情報の「見える化」の徹底～

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

現状と課題

- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(*)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。
※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、**住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載されており、性質別・目的別で項目が網羅されていない。**

今後の対応

決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、**①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要**

- 上記を踏まえた上で、**住民一人当たりコストに**

ついて、**性質別・目的別で網羅的に「見える化」** [H27決算～]

<性質別>

※下線部の項目が新規追加するもの

人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金

<目的別>

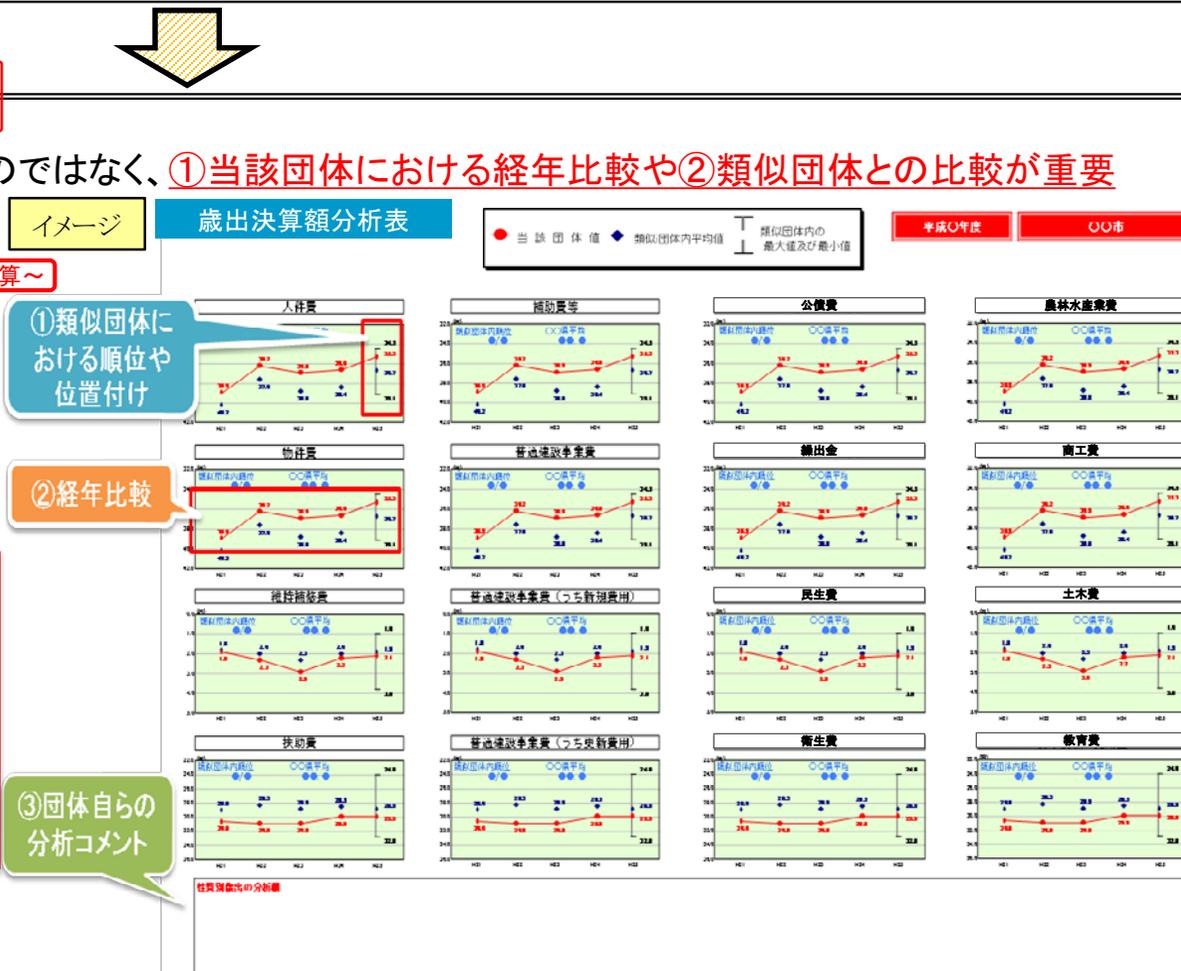
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

⇒ これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」

⇒ さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」

※ この他、利用者目線からホームページを大幅改善

- ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
- ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等



現状と課題

- **公共施設等の老朽化対策が大きな課題**となっているが、「財政状況資料集」には、**公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていない。**

今後の対応

新たな課題への積極的な対応

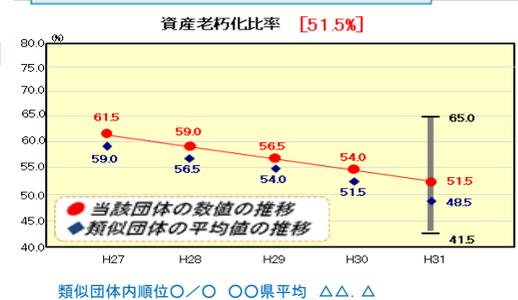
公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、**地方公会計(固定資産台帳)のデータを経年比較、類似団体比較等に活用することで、「財政状況資料集」の内容を大幅に充実**

- ① **資産老朽化比率の追加** **固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次**
地方公会計により把握可能となる**「資産老朽化比率」を新たな財政分析指標として追加**
- ② **新たな分析手法の導入**
新たな分析手法として、**将来負担比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入**
- ③ **「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加**
固定資産台帳により把握可能となる道路、学校、公営住宅等の**施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加**するとともに、同台帳により**土地情報も「見える化」**



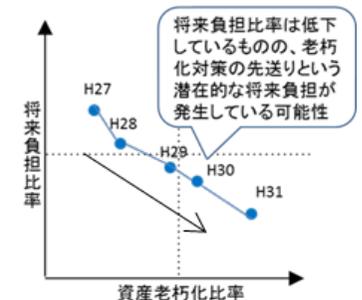
イメージ

① 資産老朽化比率の追加



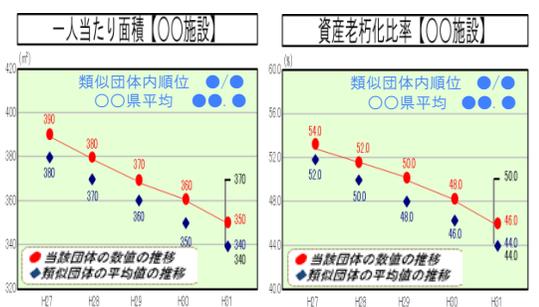
資産老朽化比率の分析欄
各団体による分析コメントを記載

② 新たな分析手法の導入



⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「資産老朽化比率」と組み合わせることで、**公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能**

③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加



土地情報

固定資産台帳からの抜粋

	所在地	取得年月日	取得価額等	耐用年数	用途	売却可能区分	時価等	...
建物A	□市○〇	S35.4.30	5億円	50年	庁舎	×	—	...
土地B	□市××	S30.5.23	1億円	—	未利用	×	—	...
土地C	□市△△	S40.1.23	2億円	—	未利用	○	3億円	...

公有地情報の「見える化」
固定資産台帳に記載された公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、**未利用地や売却可能地の情報を「見える化」し、公有地の有効利用や売却の検討に活用**(さらに、民間投資の促進にも寄与)

これまで分らなかったストック情報も全面的に「見える化」
⇒ **公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率や保有量の「見える化」**
⇒ **自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報の「見える化」**

※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、資産老朽化比率に加え、例えば、公共施設の一人当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能(進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるかさらに検討)

※ 社会経済情勢の変化を踏まえ、**横比較の対象団体(類似団体)のあり方についても研究**

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない47

地方公会計と公共施設等総合管理計画の連携について

以下のような流れで地方公会計と公共施設等総合管理計画をリンクさせることによって、喫緊の課題となっている公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

1. 固定資産台帳の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。

※可能であれば平成27年度中、遅くとも平成28年度中に同台帳を整備しておくことが重要

2. 公共施設等総合管理計画の充実・精緻化

総合管理計画

- 公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といった固定資産台帳のデータを活用して、将来の施設更新必要額の推計等を行い、当該推計結果等を公共施設等総合管理計画に盛り込むことで、同計画の充実・精緻化につながる。 ※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要

3. 施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれるが、施設別の行政コスト計算書等を活用したセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論(各論)につなげることができる。

4. 公共施設最適化事業債等の活用

総合管理計画

- 施設別のセグメント分析の結果、統廃合等を決定した公共施設等について、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設最適化事業債や地域活性化事業債、除却債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却等を円滑に推進することができる。

参 考 资 料

公共施設等総合管理計画の策定事例①

先進団体の事例(さいたま市の事例①)

現状と課題

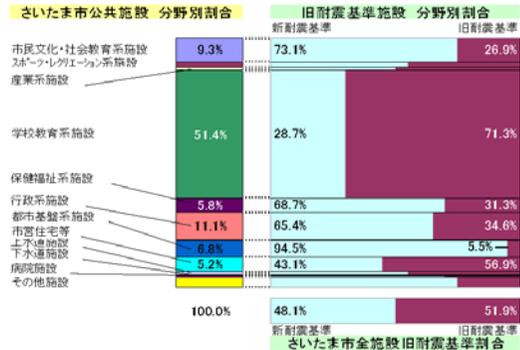
多くの公共施設を保有している

- 施設数：約1,700施設
- 建物の床面積：約260万㎡
- 建物の床面積割合：
 - 学校教育系 約51%、
 - 行政系 約11%、
 - 市民文化・社会教育系 約9%

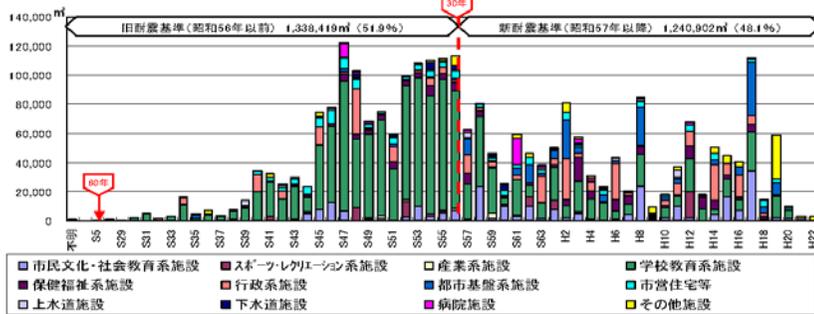
今後、大規模改修や建替えの大きな波が訪れる

- 昭和40～50年代築の建物が多い
- 旧耐震基準の建物の床面積割合は約52%
- 特に学校、市営住宅などで老朽化が進展

公共施設の分野別床面積の割合と老朽化の状況



公共施設の建築年別の床面積の状況



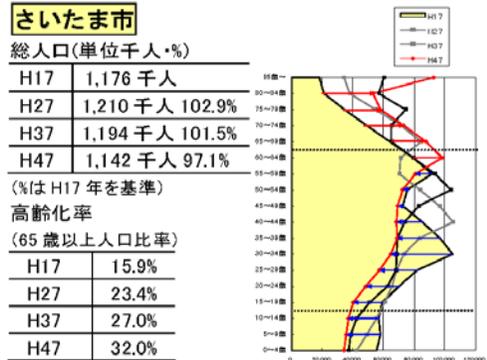
今後、急速に少子高齢化が進展しつつ人口が増加から減少に転ずる

- 全国の政令市の中でトップスピードで高齢化と少子化が同時進行
- 平成27～32年を境に人口減少に転ずる

地区によって傾向が大きく異なる

- 市平均地域、郊外型高齢化進展地域、都心型高齢化進展地域、若年層集積地域など、地区により傾向が異なる

市全体の人口動態(推計)及び「市平均地域」の例



公共施設マネジメントの必要性

公共施設の改修・更新コストの大幅な増加による破綻回避の必要性

- 従来の延長では破綻または他の行政サービスに重大な影響を及ぼす
- 更新の波が訪れる前、早期にマネジメントに取り組む

全庁的なデータの整理・収集・管理体制整備の必要性

- 公共施設に関するフルコストや利用・効果に関するデータの収集・分析が必要
- データが所管部署で個別に保有・管理され不統一

全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中の必要性

- 既存の公共施設のすべてを維持することは困難
- 全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中による資源の効果的活用も必要

市民との情報・問題意識の共有、協働での取り組みの必要性

- 市民と情報・問題意識を共有し、市民の理解を得るとともに、市民の施設の管理運営への参加しやすい環境整備が必要
- 民間のノウハウや活力を取り入れることも必要

施設

人口・ニーズ

財政

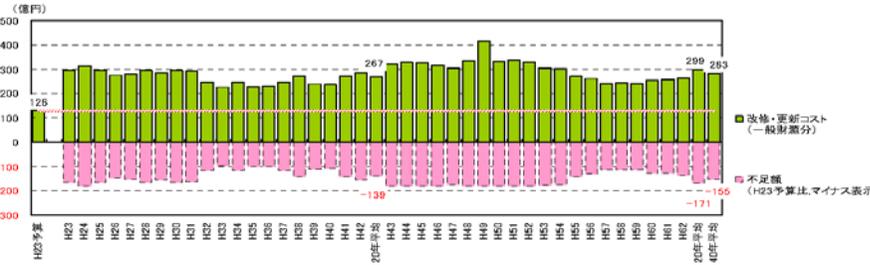
投資的経費全体を抑制する一方、改修・更新コストは増加傾向

- 平成18～20年度の市民関連施設にかかる投資的経費は横ばい
- 一方で維持補修・改修経費は増加傾向

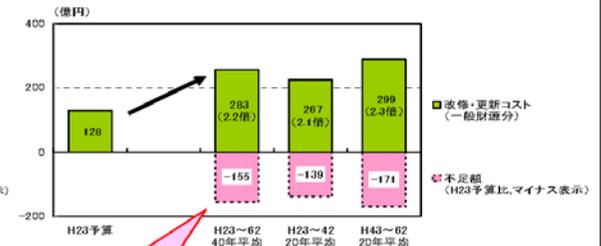
今後、さらに大幅に改修・更新コストが増加し、多額の財源不足に

- 現状の施設を維持すると、今後40年の年平均で155億円の財源不足(投資額(一般財源)が同じなら45%しか維持できない)

現状の公共施設の改修・更新にかかる経費(一般財源分)の概況



現状と今後40年(及び前半20年・後半20年)の平均との比較



一般財源ベースで年平均155億円の不足

公共施設等総合管理計画の策定事例②

先進団体の事例(さいたま市の事例②)

大方針

「さいたま方式」の次世代型公共施設マネジメントの確立・発信

・さいたま市の地域特性を反映した公共施設マネジメント

- ・県庁所在地の政令指定都市であること
- ・旧4市の合併市であること

・さいたま市オリジナルの取組みを前提とした公共施設マネジメント

- ・すべての公共施設を対象とすること
- ・トップマネジメントによって推進すること
- ・数値目標を明示すること
- ・財政と連動させること
- ・モデルケースを推進力とすること
- ・市民との問題意識の共有・協働を推進すること

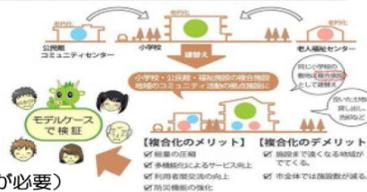
ハコモノ三原則

■新規整備は原則として行わない(総量規制の範囲内で行う)

- ・長寿命化、アセットマネジメントなど適正な管理を行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- ・新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。

■施設の更新(建替)は複合施設とする

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。
- ・施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。



■施設総量(総床面積)を縮減する(60年間で15%程度の縮減が必要)

- ・本市の施設全体の総床面積を60年間で15%程度縮減することが必要であり、スクラップアンドビルドを徹底する。
- ・総人口が今後40年で4%減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とする。
- ・旧市単位で設置され重複している施設、分野(小分類)を超えて重複している機能(会議室、ホール等)については、統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

全体目標

インフラ三原則

■現状の投資額(一般財源)を維持する

- ・少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な都市づくりを推進する。
- ・本市のインフラは十分な水準に達していないため、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

■ライフサイクルコストを縮減する

- ・長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進する。
- ・PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。
- ・道路や公園などの公共空間の立体利用や公共空間の有効活用により、コストの縮減及び自主財源の確保を図る。

■効率的に新たなニーズに対応する

- ・バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進する。

※人口や施設配置・規模の偏りを是正するために施設を整備する場合には、総量規制の範囲内で行う。

全体方針

・中長期的な視点からのマネジメント

- ・ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント
- ・人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント
- ・時代の要請に対応したマネジメント
- ・あるべき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント
- ・公共施設マネジメント基本条例の制定等を含めた、中長期的な枠組みによるマネジメント

・全庁を挙げた問題意識の共有と体制整備によるマネジメント

- ・トップマネジメントによるマネジメント
- ・数値目標の明示、施設の現状の把握と問題意識(切迫感)の共有、PDCAを前提としたマネジメント
- ・個別計画との整合・調整を踏まえたマネジメント

・財政と連動した実効性の高いマネジメント

- ・施設の維持管理・改修・更新にかかるコストの実態を踏まえたマネジメント
- ・今後の改修・更新にかかるコスト試算が財政に与える影響を踏まえたマネジメント
- ・予算編成方式を含めた実効性の高いマネジメント

・施設の実態を踏まえ、「機能重視型」・「ネットワーク型」に転換するマネジメント

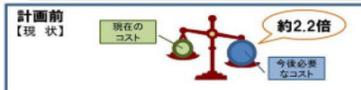
- ・「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント
- ・「フルスペック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント
- ・施設の実態を踏まえたマネジメント
- ・適切な評価指標を用いたマネジメント
- ・システム化等による一元化したマネジメント

・市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント

- ・白書発行による市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント
- ・受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント
- ・施設の維持管理・運営に市民の参加を促進するマネジメント

【アクションプランによる将来コストの状況】

	基準額 (H25予算)A	第1期 (H26~H32)	第2期 (H33~H42)	第3期 (H43~H52)	第4期 (H53~H62)	H26~H62計 (年平均)B	B/A
ハコモノ	54億円	580億円 (83億円/年)	598億円 (60億円/年)	616億円 (62億円/年)	481億円 (48億円/年)	2275億円 (62億円/年)	1.14
インフラ	187億円	1,275億円 (182億円/年)	1,884億円 (188億円/年)	2,065億円 (207億円/年)	2,322億円 (232億円/年)	7,543億円 (204億円/年)	1.09
計	240億円	1,855億円 (265億円/年)	2,482億円 (248億円/年)	2,681億円 (268億円/年)	2,803億円 (280億円/年)	9,819億円 (265億円/年)	1.10



・アクションプラン策定前には、公共施設を改修・更新するには現状の2.2倍のコストがかかる試算であったのに対して、アクションプラン策定後は1.1倍まで圧縮。

・本アクションプランを実施することにより、現状の投資額(一般財源ベース)を維持すれば、概ね公共施設の改修・更新を持続的に行うことができる。

・将来コストが現状を超過している約10%分については、インフラでH26~27に分野別の長寿命化計画を策定することで圧縮を図るとともに、PPPの推進、施設複合化、維持管理コストの削減などさらなる取組によりコスト縮減を図る。

公共施設等総合管理計画の策定事例③

先進団体の事例(岩手県久慈市の事例①)

- ・ **目的**： 厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、その基礎資料として市が保有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「久慈市公共施設白書」を作成し、公共施設等の全体の状況を把握した上で、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う
- ・ **対象財産**： 公営企業会計の公共建築物、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等
- ・ **計画期間**： 平成27年度(2015年度)から平成56年度(2044年度)まで(30年間)
- ・ **目標設定**： 平成56年度までの30年間で40%の削減

【計画の構成(内容)】

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 市の概況

2 公共施設等の状況(公共施設の一覧、県内自治体との比較、地区別の状況、地区年度別床面積の推移、公営企業の施設)

3 人口の現況と課題(市全体の人口推計、地区別の人口推計)

4 財政の現況と課題(公共施設・インフラ資産の将来の更新費用、歳入・歳出の財政推計)

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の期間で設定

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・ 公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理
- ・ 公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握する
- ・ 公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行う

3 現状や課題に関する基本認識

人口減少・少子高齢化によるニーズの変化、インフラ資産等の更新、合併に伴う施設の重複等の配置、財源の限界

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等、維持管理・修繕・更新等、安全確保、耐震化、長寿命化、統合・廃止等について、それぞれの実施方針を策定 52

先進団体の事例(岩手県久慈市の事例②)

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

次の公共施設等について、それぞれ現状・課題の基本認識、管理に関する基本的な考え方を整理

(集会施設、文化施設、図書館、博物館等、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、産業系施設、学校、その他教育施設、幼保・こども園、幼児・児童施設、高齢福祉施設、その他社会保健施設、医療施設、庁舎等、消防施設、公営住宅、公営企業の公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道、その他のインフラ)

第4章 フォローアップの実施方針

- ・ 公共施設等総合管理計画で示した「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況の評価を実施
- ・ 進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、公共施設等総合管理計画を改定
- ・ 公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、議会や住民との協議を重ねる

【久慈市公共施設白書について】

白書は、用途別・地区別の保有状況、将来必要となる施設の更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにし、利用度とコストによる相対的評価等により、市民との間で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設のあり方の検討を行うための基礎資料として活用する。

さらに、施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえて、全体的な視点の中で統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設の有効活用を図るために、本市の実情に合った公共施設マネジメントの方向性等も併せて検討する。

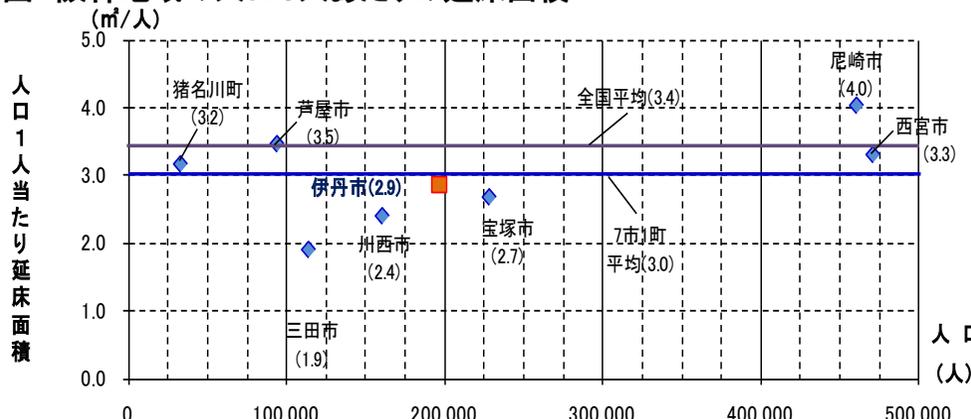
なお、白書で対象とする施設は、小中学校等の学校教育施設や文化施設、市営住宅やスポーツ施設など、広く市民に利用されている公共施設のうち、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを除く、公共建築物のうち50㎡以上の施設とされている(病院、水道、下水道など公営企業会計に属する公共建築物は除く)。

公共施設等総合管理計画の策定事例⑥

公共施設等総合管理計画の充実した記載や分かりやすい公表の例

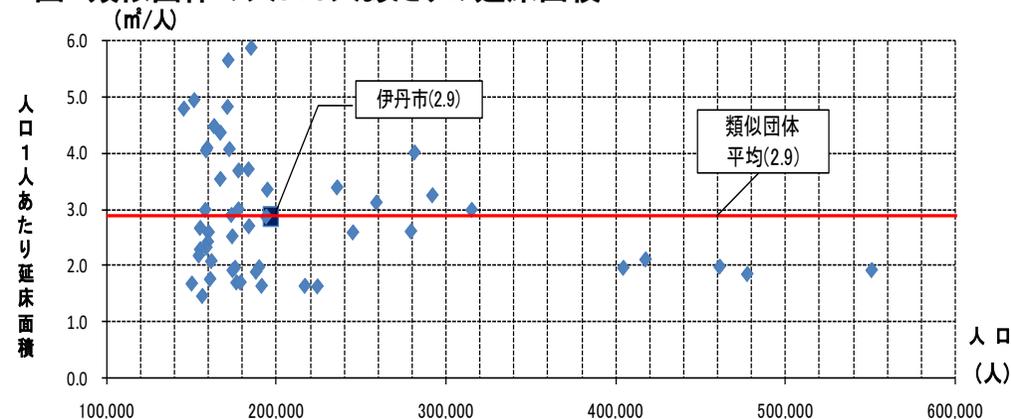
① 周辺団体や類似団体との比較による現状分析 (兵庫県伊丹市)

図 阪神地域の人口1人あたりの延床面積



備考) 1.7市1町は、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市、宝塚市、三田市、猪名川町です。
2.他の自治体と同じ条件で比較するため、本図に使用した本市の床面積は出典資料に基づきh22年度の延床面積(行政財産)データを引用しています。

図 類似団体の人口1人あたりの延床面積



備考) 類似団体とは、人口と産業構造により自治体を類型化したものであり、類似する他市との比較により、特徴や傾向を把握することができます。本市はIV-1類型に分類され、52市がこれに該当します。
IV-1類型・・・①人口15万人以上 ②産業構造:第2・3次産業就業者数が95%未満かつ第3次産業就業者数が55%以上。

② 固定資産台帳を活用した施設コストの分析 (兵庫県伊丹市)

[共同利用施設] (平成23年度~25年度平均)

施設名	収入	支出								合計(現金)	減価償却相当額	②支出計(償却費含む)	収支(①-②)	床面積あたり支出(円/㎡)	利用者あたり支出(円/人)	市民あたり支出(円/人)	
		建物維持				事業運営											
		光熱費	清掃等委託料	土地建物賃料	修繕費	小計	人件費	事業経費	指定管理委託料	小計							
北河原センター	0	290	0	0	102	392	93	39	96	228	620	890	1,510	-1,510	9,805	313	8
西台センター	1	278	0	0	86	364	93	42	96	231	595	473	1,068	-1,067	8,153	320	5
くすのきセンター	241	577	0	0	87	664	93	44	96	233	897	1,429	2,326	-2,085	7,091	270	12
当田藤ノ木センター	1	148	0	0	31	179	93	77	96	266	445	815	1,260	-1,259	7,200	1,811	6
あじさいセンター	274	927	0	1,444	120	2,491	93	72	96	261	2,752	1,131	3,883	-3,609	11,838	307	20
中央コミュニティセンター	230	578	0	0	103	681	93	44	96	233	914	1,398	2,312	-2,082	8,692	265	12
桜ヶ丘コミュニティセンター	181	302	0	0	139	441	93	41	96	230	671	1,210	1,881	-1,700	11,196	225	10
昆陽池センター	0	2,883	899	0	152	3,934	0	81	0	81	4,015	1,441	5,456	-5,456	10,825	353	28
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
鴻池センター	0	801	0	0	80	881	93	45	96	234	1,115	1,573	2,688	-2,688	6,325	454	14
南畑センター	2	186	0	0	60	246	93	125	96	314	560	1,208	1,768	-1,766	9,714	1,496	9
瑞原センター	0	173	0	0	63	236	93	39	96	228	464	991	1,455	-1,455	13,598	836	7
中野東センター	8	208	0	0	0	208	93	69	96	258	466	1,070	1,536	-1,528	14,913	3,167	8
南萩野センター	0	190	0	0	77	267	93	55	96	244	511	825	1,336	-1,336	10,438	377	7
合計	5,620	32,920	2,564	7,959	9,548	52,991	6,789	5,529	6,944	19,262	72,253	91,160	163,413	-157,793	9,982	748	827

※ 各施設毎に、減価償却費を含めた収入と支出を算出し、利用者一人当たり、面積当たり、住民一人当たりのコストを見える化。

⇒ 施設の統廃合等の検討に活用するとともに、市民にコスト情報を見える化。

公共施設等総合管理計画の策定事例⑦

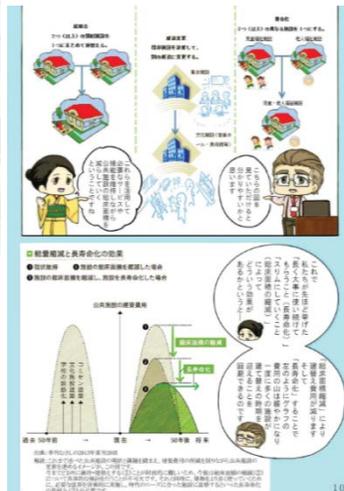
③計画のフォローアップ（山口県周南市）



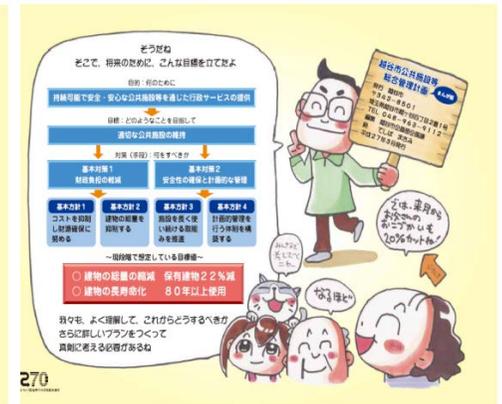
図 6-2 本計画の流れ

※ 社会経済情勢の変化への対応や、まちづくり総合計画との連携を考慮して、公共施設等総合管理計画や個別施設設計画の見直し期間を設定。

④住民等に対する、分かりやすい計画の公表（東京都武蔵野市、埼玉県越谷市）



※東京都武蔵野市が学生とともに制作



※ 漫画版やダイジェスト版も合わせて作成することにより、住民等に対して親しみやすい形で、現状や対策等を共有。

地方公会計の活用事例①（財政指標の設定（資産老朽化比率））

【事例】資産老朽化比率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都〇〇市）

背景・目的

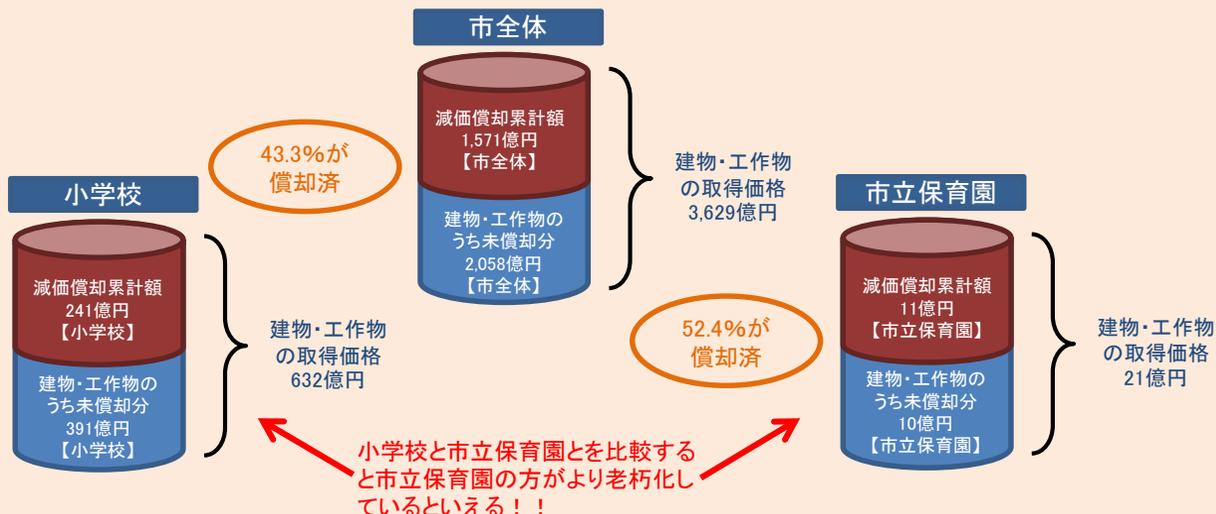
- 市全体の老朽化比率だけでなく、施設類型別の老朽化比率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 市全体の資産老朽化比率は43.3%であるが、小学校は38.1%、市立保育園は52.4%となっており、市立保育園の老朽化比率が高くなっている。

小学校と市立保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該老朽化比率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

地方公会計の活用事例②（財政指標の設定（その他の指標））

【事例】各種財政指標による類似団体比較（静岡県浜松市）

背景・目的

- 発生主義・複式簿記に基づく財務書類の作成によって把握可能となる各種財政指標を住民に示す必要がある。
- 当該団体の各種財政指標を類似団体の各種財政指標と併せて示すことで、住民にとってわかりやすい情報開示を行う。

事例概要

- 市民一人当たり資産額、歳入額対資産比率等の各種財政指標について、他の政令指定都市（基準モデル）の各種財政指標と比較して表示
- 浜松市の財政指標（例）
 - ✓ 市民一人当たり資産額（2,459千円）
→ 他の4市の平均値と概ね同じレベルである。
 - ✓ 歳入額対資産比率（6.8年）
→ 他の4市の平均値と比べて高くなっており、その分、資産の維持管理コストが必要になる。
 - ✓ 市民一人当たり負債額（415千円）
→ 他の4市の平均値と比べて低くなっている。

区分	単位	H25	H24					
		浜松市	浜松市	4市平均	川崎市	新潟市	堺市	広島市
市民一人当たり資産額	千円	2,459	2,463	2,402	2,979	1,650	2,434	2,543
	指数	100	100	98	121	67	99	103
歳入額対資産比率	年	6.8	7.1	5.4	7.0	4.0	5.8	4.7
	指数	100	104	79	103	59	85	69
純資産比率	%	83.1	83.2	68.7	74.0	59.9	79.8	61.2
	指数	100	100	83	89	72	96	74
将来世代負担比率	%	9.0	9.0	20.5	17.8	25.5	10.8	28.0
	指数	100	100	228	198	283	120	311
市民一人あたり負債額	千円	415	415	730	776	663	492	987
	指数	100	100	176	187	160	119	238
資金収支計算書における基礎的財政収支	百万円	1,214	11,414	△ 20,902	△ 11,864	△ 28,440	△ 15,822	△ 27,480
	指数	100	940	△ 1,722	△ 977	△ 2,343	△ 1,303	△ 2,264
市民一人当たりの純経常行政コスト	千円	263	255	318	282	330	319	341
	指数	100	97	121	107	125	121	130

※1 年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口 ※2 4市平均は単純平均値 ※3 指数は、H25浜松市を100としたときの割合を反映した数字

各種財政指標は概ね問題ないレベルであるが、「歳入額対資産比率」が他の4市を上回っていることから、今後、資産の過半を占めるインフラ資産のあり方等を検討する必要がある。

効果等

- 各種財政指標を用いて類似団体との比較をすることで、自市の財政状況をわかりやすく住民へ説明することができた。
- 資産規模が比較的過大であるという可能性を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程で議論を深めることとなった。

地方公会計の活用事例③（適切な資産管理（将来の施設更新必要額の推計））

【事例】将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。
 - ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
 - ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。
- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要なが判明した。
- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。

将来の施設更新必要額（推計）

H25.3



効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

地方公会計の活用事例④（適切な資産管理（未収債権の徴収体制の強化））

【事例】未収債権の徴収体制の強化（千葉県習志野市）

背景・目的

- 未収債権の種類毎に担当課が分かれる中で、全庁統一的な基準による徴収手続きが実施されていなかった。
- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化の必要性が認識されるようになった。

事例概要

- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化が行われた。

平成24年度貸借対照表(単体)

【資産の部】 (円)

債権	(円)
税等未収金	2,842,684,333
未収金	1,108,896,584
貸付金	4,544,682,918
その他の債権	6,675,480
貸倒引当金	▲270,652,319

※「平成24年度公会計白書(資料編)」に債権の種類毎の担当課作成資料を掲載

- ✓ 貸倒引当金を控除しても債権が82億円余りも存在している。
- ✓ その内訳は、市税、介護保険料、市営住宅使用料、給食費等、複数の担当課にまたがっている。

全庁的な取組体制の構築

- ① 債権管理条例の制定(H25.4.1)
 - 全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定
- ② 債権管理課の設置(H25.4.1)
 - 当該課において徴収困難事案を集中処理
- ③ 債権管理連絡会議の設置(H26.9.1)
 - 関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

効果等

- 貸借対照表によって市全体の債権額が「見える化」されたことを契機として、未収債権の徴収体制が強化された。
- 貸倒引当金が財務書類に記載されることで、控除後の債権額が最低徴収目標となり、職員が取組意識が向上している。

地方公会計の活用事例⑥（セグメント分析（予算編成への活用））

【事例】 予算要求特別枠の創設（想定事例）

背景・目的

- 公共施設等の老朽化が喫緊の課題とされる一方で、厳しい財政状況の下、予算要求枠が制限されているため、思い切った老朽化対策を講じることができていなかった。
- また、財務書類については、作成・公表するだけに留まっており、予算編成への活用が十分に図られていなかった。

事例概要

- 財務書類を活用して中長期的なコスト減につながる事業については、通常の予算要求枠とは別途、知事特別枠として「予算要求特別枠」を設定した。
- 当該特別枠に係る予算要求については、審査資料として施設別の行政コスト計算書等を提出してもらうこととした。
- 各部局からは、当該特別枠を活用して、以下のような予算要求が行われた。
 - ✓ 老朽化した小規模警察署の統合整備（右図参照）
 - ✓ 県立高校の照明器具のまるごとLED化 等

警察署の統合整備



施設別の行政コスト計算書を用いたコスト比較（単位：千円）

	現状のまま (旧警察署A・B)	統合整備案 (新警察署C)	差額
減価償却費	0	20,000	20,000
維持修繕費	40,000	10,000	▲30,000
合計	40,000	30,000	▲10,000

※新警察署Cは、建設費10億円、耐用年数50年

行政コスト計算書を活用して減価償却費の考え方を採り入れることにより、老朽化したA・Bの警察署を維持し続けるよりも、両者を統合して機能強化された新警察署を建設した方が中長期的なコスト減につながる「見える化」される。

効果等

- 照明のLED化や施設の統合整備等、限られた財源を「賢く使うこと」により、中長期的なコストの縮減につながった。
- 予算要求特別枠を創設することにより、財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。

地方公会計の活用事例⑦（セグメント分析（施設の統廃合））

【事例】セグメント分析による公民館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 熊本県宇城市では、行政コスト計算書の他団体比較で物件費等が多いことが判明し、物件費を市全体で平成21年度までに毎年2,500万円削減する目標を設定
- 平成17年9月に、これを含む「宇城市行政改革大綱」を策定し、市内にある約220施設の管理運営等の合理化案を定め、全ての施設の現状や役割・管理運営等を検証し、施設の適正配置や効率的・効果的な管理運営のあり方を検討

事例概要

- 平成20年3月に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書(右表参照)を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を実施



【施設群名：公民館】	施設別バランスシート					(単位：千円)
整理No.	16-1	16-2	16-3	16-4	16-5	
施設名称	○○公民館	××公民館	△△公民館	□□公民館	●●公民館	
【資産】						
建物等	401,016	157,456	212,534	3,423	29,248	
土地	34,814	36,278	33,912	59,718	55,035	
資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283	
【負債】						
市債	20,673					
【純資産】						
純資産	415,157	193,734	246,446	63,141	84,283	
負債・純資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283	

	施設別行政コスト計算書					(単位：千円)
【行政コスト】						
人件費	18,558	12,237	19,103	11,675	10,316	
退職手当コスト	1,890	1,170	1,890	1,080	1,080	
委託料	2,373	1,391	1,056	636	1,908	
需用費	2,705	631	5,145	1,477	2,207	
減価償却費	9,548	6,056	7,857	407	1,828	
その他	298	1,450	1,495	4,120	787	
行政コスト合計	35,372	22,956	36,546	19,395	18,126	
【収入】						
使用料	209	255	131	363	154	
その他	35	31	177	147	228	
収入合計	244	286	308	510	382	
受益者負担割合	0.7%	1.2%	0.8%	2.6%	2.1%	
利用者一人当たりコスト	1,656円	1,398円	2,289円	1,258円	1,459円	

効果等

- 以上のようなセグメント分析や検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を実施
- 今後、中央公民館と各地域の分館方式で公民館事業を行い、施設管理のみを民間委託する方向でも検討

地方公会計の活用事例⑧（セグメント分析（受益者負担の適正化））

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について(指針)」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書(右表)の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表(下表)に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し(100%、75%、50%、25%、0%の5段階)、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表(例)		施設名 文化会館	
(算式) <大会議室> 使用面積に対する1時間あたり使用料 = 経常費用 × 使用床面積 / 建物延面積 ÷ 年間利用可能日数 ÷ 1日利用可能時間 = 359,017千円 × 179 / 8,688 ÷ 271 ÷ 12 = 2,275円 1時間あたり現行使用料 (全日利用ベース) 11,760 ÷ 12 = 980円			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書(文化会館)

(単位:千円)

施設別行政コスト計算書(文化会館)		H17(改定前)
【経常費用】		
1. 経常業務費用		358,989
①人件費		0
②物件費		129,793
減価償却費		128,409
その他		1,384
③経費		223,738
④業務関連費用		5,458
2. 移転支出		28
経常費用合計		359,017
【経常利益】		
経常業務収益		25,425
①業務収益		25,425
②業務関連収益		0
経常収益合計		25,425
純経常費用(純行政コスト)		333,592

効果等

- 現行使用料(980円)とあるべき使用料(1,137円)を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

地方公会計の活用事例⑨（セグメント分析（行政評価との連携・予算編成への活用））

【事例】セグメント分析による図書館の行政評価等（静岡県浜松市）

背景・目的

- 施設別の行政コスト計算書等による行政評価は既に行っていたが、当該評価結果を活用して具体的な予算編成につなげることが課題となっていた。

事例概要

行政評価における活用

項目	25年度決算	18年度決算	増減
人にかかるコスト	40,706	43,431	△ 2,725
人件費	37,866	39,714	△ 1,848
退職手当引当金繰入	2,840	3,717	△ 877
物にかかるコスト	53,090	71,653	△ 18,563
物件費	24,784	43,908	△ 19,124
維持補修費	811	250	561
減価償却費	27,495	27,495	0
その他のコスト	7,006	12,653	△ 5,647
公債費利子	7,006	12,653	△ 5,647
合計	100,802	127,737	△ 26,935
内訳			
貸出サービス	71,569	89,416	△ 17,847
施設サービス	10,080	12,774	△ 2,694
講座サービス	19,153	25,547	△ 6,394

項目	25年度決算	18年度決算	増減
図書等貸出サービス業務			0
貸出利用者数(人)	74,139	95,031	△ 20,892
貸出冊数(冊)	303,292	334,949	△ 31,657
施設サービス業務			0
施設利用回数(回)	7,275	10,086	△ 2,811
講座サービス業務			0
講座受講者数(人)	2,111	2,866	△ 755

項目	25年度決算	18年度決算	増減
貸出利用者1人当コスト	965	941	24
貸出1冊当コスト	236	267	△ 31
施設サービス利用1回当コスト	1,386	1,267	118
講座サービス受講者1人当コスト	9,073	8,914	159

○ 図書館閉館直後のH18と直近のH25で比較

✓ 貸出1冊当たりコスト
267円 → 236円
(▲31円)

✓ 貸出利用者数
95,031人 → 74,139人
(▲20,892人)

○ 貸出1冊当たりのコストは下がっているが、貸出利用者数が減少している。

○ 今後はコスト削減が貸出利用者数の減少を招かないような工夫が必要である。

予算編成における活用

項目	26年度予算	25年度決算	増減
人にかかるコスト	0	40,706	△ 40,706
人件費	0	37,866	△ 37,866
退職手当引当金繰入	0	2,840	△ 2,840
物にかかるコスト	91,574	53,090	38,484
物件費	62,979	24,784	38,195
維持補修費	1,100	811	289
減価償却費	27,495	27,495	0
その他のコスト	5,967	7,006	△ 1,039
公債費利子	5,967	7,006	△ 1,039
合計	97,541	100,802	△ 3,261
内訳			
貸出サービス	69,254	71,569	△ 2,315
施設サービス	9,754	10,080	△ 326
講座サービス	18,533	19,153	△ 621

項目	26年度予算	25年度決算	増減
図書等貸出サービス業務			0
貸出利用者数(人)	74,139	74,139	0
貸出冊数(冊)	303,292	303,292	0
施設サービス業務			0
施設利用回数(回)	7,275	7,275	0
講座サービス業務			0
講座受講者数(人)	2,111	2,111	0

項目	26年度予算	25年度決算	増減
貸出利用者1人当コスト	934	965	△ 31
貸出1冊当コスト	228	236	△ 8
施設サービス利用1回当コスト	1,341	1,386	△ 45
講座サービス受講者1人当コスト	8,779	9,073	△ 294

○ 予算編成に当たり、アウトソーシング化(指定管理者制度への移行)を検討

○ H26に指定管理者制度に移行した場合の行政コスト計算書等を作成して比較検討

○ H26に指定管理者制度に移行することで、コスト削減と市民サービス向上の両立が可能となった。

✓ コスト削減(▲3,261千円)

✓ 休館日(毎週月曜日)廃止

効果等

- 施設別の行政コスト計算書等を行政評価に活用するとともに、当該評価結果を予算編成に活用することによって、図書館のアウトソーシング化(指定管理者制度への移行)を行い、コスト削減と市民サービス向上の両立を図ることが可能となった。

地方公会計の活用事例⑩（セグメント分析（人件費等の按分基準の設定））

【事例】セグメント分析のための人件費等の按分（大阪府）

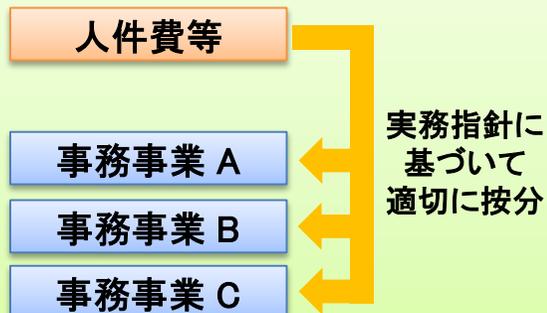
背景・目的

- 財務書類の活用にあたっては、事務事業別といった必要な単位に応じた精緻なセグメント分析が有効である。
- 正確なコストを把握するためには、事務事業費とは別立てで計上されている人件費等を各事務事業に適切に按分する必要がある。

事例概要

- 人件費等を按分するための実務指針を作成し、各事務事業に人件費等を適切に按分している。

人件費等の按分イメージ



人件費の按分の考え方

原則として以下の算式に基づいて按分

$$(\text{職階別平均給与額}) \times (\text{事務事業別職員数})$$

※ 職階別平均給与額を用いることで、事務事業側ではコントロールできない要素（配置された職員の年齢差等に基づく給与の単価差）をできるだけ排除

※ 総務・管理部門の費用については、関係する事務事業すべてに按分するのではなく、総務・管理部門として独立した事務事業単位を設定し区分する。（総務・管理部門職員の人件費、庁舎の減価償却費など）

効果等

- 各事務事業について、人件費等も含めたコストを適切に算定することで、より正確なセグメント分析を実現しており、予算編成や政策評価等への活用につなげていくこととしている。

地方公会計の活用事例⑪（情報開示（地方議会での活用））

【事例】地方議会での活用（岐阜県美濃加茂市）

背景・目的

- 議会に対する予算説明資料では、各事業にかかる人件費や減価償却費等が見えにくいことから、事業別にフルコストを表示したアニュアルレポートを作成し、議会に報告することとしている。

事例概要

- 財務書類やセグメント分析の概要をわかりやすくまとめたアニュアルレポートを作成・公表し、議会にも提出している。（別途、財務書類も議会に提出している。）
- アニュアルレポートには、全てのセグメント分析の結果を掲載するのではなく、任意で抽出した数事業を例示として掲載することにより、議会や住民に関心を持ってもらうことにしている。
- 実際に議会での質疑応答も行われている。



議員

A地区交流センターとB地区交流センターでは、利用者1人当たりの行政コストに2倍以上の差がある。市民サービスや行政コスト等の観点から、今後どのような運営をしていくのか。

民間委託等も含めて、地区交流センターの運営方法を検討していきたい。



担当課

A地区交流センター

（単位：千円）

行政コスト	収入
①人にかかるコスト 9,829 (52.0%)	①特定の財源 232 (1.2%)
②物にかかるコスト 9,070 (48.0%)	②その他の財源 (純行政コスト) 18,667 (98.8%)
③業務関連コスト 0 (0.0%)	
④移転支出的なコスト 0 (0.0%)	
18,899(100.0%)	18,899(100.0%)

利用者一人当たりのコスト

1,429円

(H23年度利用者数 13,227人)

市民一人当たりの税金等投入額

336円

(平成24年4月1日人口 55,505人)

B地区交流センター

（単位：千円）

行政コスト	収入
①人にかかるコスト 9,829 (70.0%)	①特定の財源 9 (0.1%)
②物にかかるコスト 4,203 (30.0%)	②その他の財源 (純行政コスト) 14,023 (99.9%)
③業務関連コスト 0 (0.0%)	
④移転支出的なコスト 0 (0.0%)	
14,032(100.0%)	14,032(100.0%)

利用者一人当たりのコスト

3,567円

(H23年度利用者数 3,934人)

市民一人当たりの税金等投入額

253円

(平成24年4月1日人口 55,505人)

効果等

- 財務書類やセグメント分析等のアニュアルレポートにより議会での審議が活発化した。
- 議会での審議内容も踏まえ、地区交流センターの運営の民間委託が検討されることとなった。

地方公会計の活用事例⑫（情報開示（地方債 I Rへの活用））

【事例】地方債 I R資料としての活用（東京都

背景・目的

- 地方債計画において、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募地方債等の発行が推進されている。
- 財政状況を投資家等の市場関係者に正確に理解してもらうことで、市場公募地方債の安定した消化につなげる。

事例概要

- 投資家等の市場関係者に馴染みがあって理解されやすい連結財務書類等を地方債IR説明会の資料として活用
- 平成26年度の第13回市場公募地方債発行団体合同IR説明会では、半数程度の団体が貸借対照表等の財務書類を資料として活用



全国型市場公募地方債の発行額は増加傾向にある。

東京都全体の財務報告

東京都全体の財務諸表

対象範囲

- 東京都本体分・・・普通会計（一般会計及び13の特別会計）、普通会計の対象でない2つの特別会計、11の公営企業会計
- 東京都以外の団体・・・33の監理団体及び3つの地方独立行政法人

(単位:億円)

科目	25年度	24年度	増減額
資産の部合計	475,243	473,087	2,156
I 流動資産	31,203	29,251	1,952
II 固定資産	443,980	443,773	207
III 繰延資産	59	62	△ 3
負債の部合計	141,530	146,780	△ 5,250
I 流動負債	19,436	17,983	1,452
II 固定負債	122,093	128,796	△ 6,703
正味財産の部合計	333,713	326,306	7,406
負債及び正味財産の部合計	475,243	473,087	2,156



- ・ 正味財産は33兆3,713億円で、前年度末対比7,406億円の増加となった。
- ・ 正味財産比率(資産に対する正味財産の割合)は、70.2%であり、前年度末対比1.2ポイント上昇した。
- ・ 今後も、東京都全体の財務状況を的確に把握して、将来にわたる都の財政負担を適正なものとしていくことが重要である。

平成26年度 東京都IR資料より

効果等

- 既存の予算・決算情報、健全化判断比率等に加えて、投資家等の市場関係者が理解しやすい連結財務書類等を地方債IR資料として活用することで、財政状況の透明性をより一層高めることができている。

地方公会計の活用事例⑬（情報開示（PPP／PFIの提案募集））

【事例】PPP／PFIの民間提案制度（福岡県福岡市）

背景・目的

- 公共サービス水準の向上、公共負担の削減及び公共資産の有効活用の観点から、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが有効・有益である。

事例概要

- 地域完結型のPPPを実現するため、市と関連地域企業からなる「福岡PPPプラットフォーム」を設置し、PPP／PFIセミナーを継続的に開催している。
- 事業の実施自体について政策的な意思決定がなされているものを対象として、民間事業者からPPP／PFIの提案等を求めるための対象事業リストを毎年度作成・公表している。
- 平成26年度には、PPP／PFI民間提案等ガイドブックを策定し、民間提案等を受け付ける体制を整備した。

対象事業リスト(平成26年度公表分からの抜粋)

事業名	事業概要
市営住宅の建替	老朽化した市営住宅を計画的に建替えることにより、将来にわたって、安定的な供給を行う。
老朽化した学校の校舎等の建替	老朽化が進む学校施設(校舎、講堂兼体育館、プール等)の建替を行う。
公園等の有効活用(みどり活用推進事業)	公園や緑地、街路樹などの資産を有効活用し、賑わいの創出や憩いの場の提供、地域コミュニティの場としての魅力を高める。

福岡PPPプラットフォーム



効果等

- 以上の取組等により、PPP／PFIが積極的に推進されているところであるが、今後、固定資産台帳を整備し、その内容を公表した場合、さらに積極的かつ実効性の高い民間提案等につながることを期待される。

財務書類の体系（4表形式）

[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573	固定資産等形成分	25,185
土地	2,781	余剰分(不足分)	△ 5,509
建物等	25,584		
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	→ 152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】

(単位:百万円)

科目	金額
1.経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2.経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3.純経常行政コスト(1-2)	3,821
4.臨時損失	-
資産除売却損等	-
5.臨時利益	-
資産売却益等	-
6.純行政コスト(3+4-5)	3,821

【純資産変動計算書】

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2.純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3.財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4.本年度差額(2+3)	423		423
5.固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6.資産評価差額	-	-	-
7.無償所管換等	-	-	-
8.その他	-	-	-
9.本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10.本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財務活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財務活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

財務書類の体系（3表形式）

[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573	固定資産等形成分	25,185
土地	2,781	余剰分(不足分)	△ 5,509
建物等	25,584		
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	→ 152		
その他	214	純資産合計	19,676 ←
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト及び純資産変動計算書】（単位：百万円）

科目	金額		
1.経常費用	3,996		
業務費用	2,757		
人件費	965		
減価償却費	897		
その他	895		
移転費用	1,239		
2.経常収益	175		
使用料及び手数料等	175		
3.純経常行政コスト(1-2)	3,821		
4.臨時損失	-		
資産除売却損等	-		
5.臨時利益	-		
資産売却益等	-		
6.純行政コスト(3+4-5)	3,821		
7.財源	4,244		
税金等	3,465		
国県等補助金	779		
8.本年度差額(7-6)	423		
9.固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加		221	△ 221
有形固定資産等の減少		756	△ 756
貸付金・基金等の増加		△ 897	897
貸付金・基金等の減少		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
10.資産評価差額	-	-	-
11.無償所管換等	-	-	-
12.その他	-	-	-
13.本年度純資産変動額(8~12の合計)	423	221	202
14.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
15.本年度末純資産残高(13+14)	19,676	25,185	△ 5,509

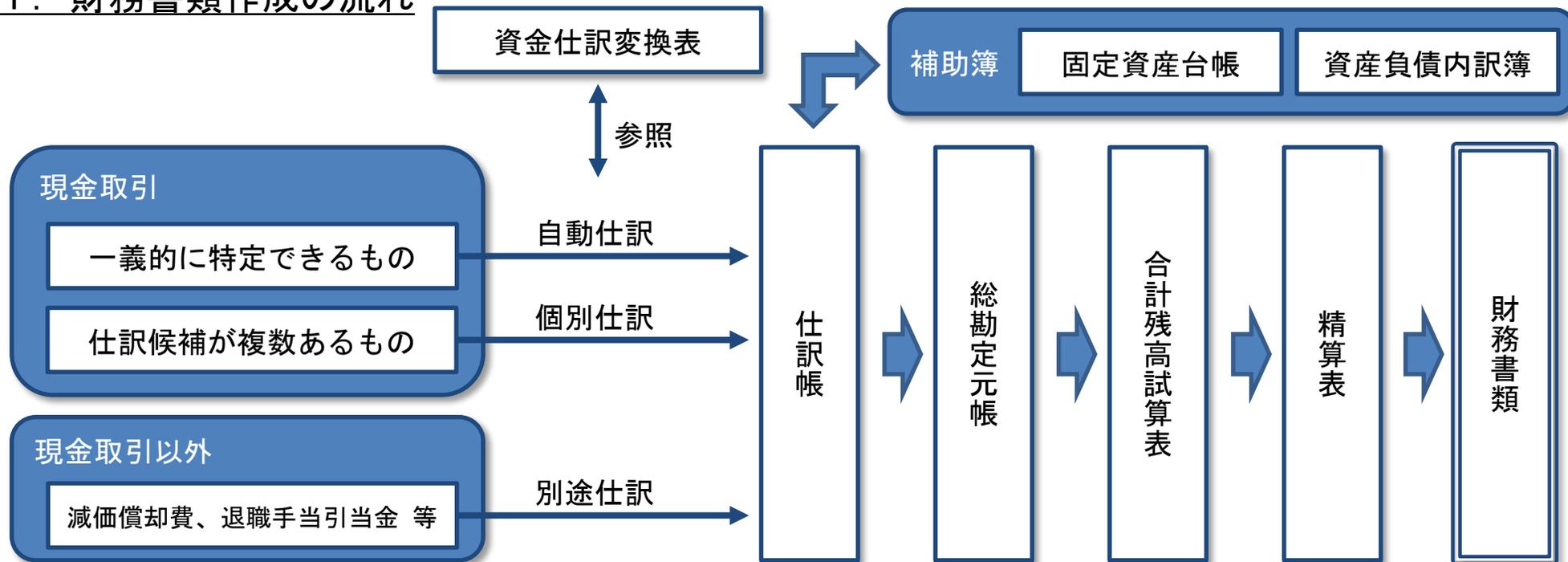
【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財務活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財務活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

財務書類作成要領の概要

- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

1. 財務書類作成の流れ



2. 資金仕訳変換表 ～仕訳候補が複数ある工事請負費の例～

	借方		貸方	
	財務書類	勘定科目	財務書類	勘定科目
建物工事	貸借対照表	建物	資金収支計算書	公共施設等整備費支出
維持補修支出	行政コスト計算書	維持補修費	資金収支計算書	物件費等支出

資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの概要

- 統一的な基準による固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したものの
- 住民等に対する説明責任、PPP・PFIの導入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
- 固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載

<目次>

- | | | |
|-----------------|------------------|--------------------|
| I はじめに | IV 固定資産台帳の記載対象範囲 | VII 資産の評価基準・評価方法 |
| II 固定資産台帳の整備目的 | V 固定資産台帳の記載単位 | VIII 固定資産台帳の整備手順 |
| III 固定資産台帳の記載項目 | VI 減価償却・耐用年数等 | IX 固定資産台帳の整備後の管理手順 |

1. 有形固定資産等の主な評価基準

[] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路等の敷地	備忘価額 1円	取得原価 [備忘価額 1円]	取得原価	—
償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

(注) 基準モデル等で既に評価されている資産については、一定の経過措置が講じられている。

2. 再調達原価の算出方法 (例)

土地：(地目・地区別) 地積 × (地目・地区別) 平均単価 (円/㎡) ※平均単価は固定資産税評価額を基礎

建物：延べ床面積 × 構造・用途別単価 (円/㎡) ※構造・用途別単価は保険金額を基礎

道路：幅員別道路延長 × 道路幅員別単価 (円/m) ※道路幅員別単価は工事費実績を基礎

固定資産台帳の記載項目の例

①基本項目

1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)	
2	枝番	33	会計区分※	
3	所在地※	34	予算執行科目	
4	所属(部局等)	35	用途	
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類	
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産	
7	リース区分	38	各種属性情報	
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分	
9	耐用年数	40	時価等※	
10	取得年月日	41	完全除却済記号	
11	供用開始年月日	42	数量((延べ床)面積)※	
12	取得価額等	43	階数(建物)※	
13	所有割合※	44	地目(土地)※	
14	増減異動日付	45	稼働年数※	
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※	
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※	
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※	
18	今回 増加 内訳	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19		無償所管換増分	50	法定台帳番号※
20		その他無償取得分		
21		調査判明増分		
22		振替増額		
23		評価等増額		
24	今回減少額			
25	今回 減少 内訳	除売却額		
26		無償所管換減分		
27		その他無償譲渡分		
28		誤記載減少分		
29		振替・分割減額		
30		減価償却額		
31		評価等減額		

②追加項目

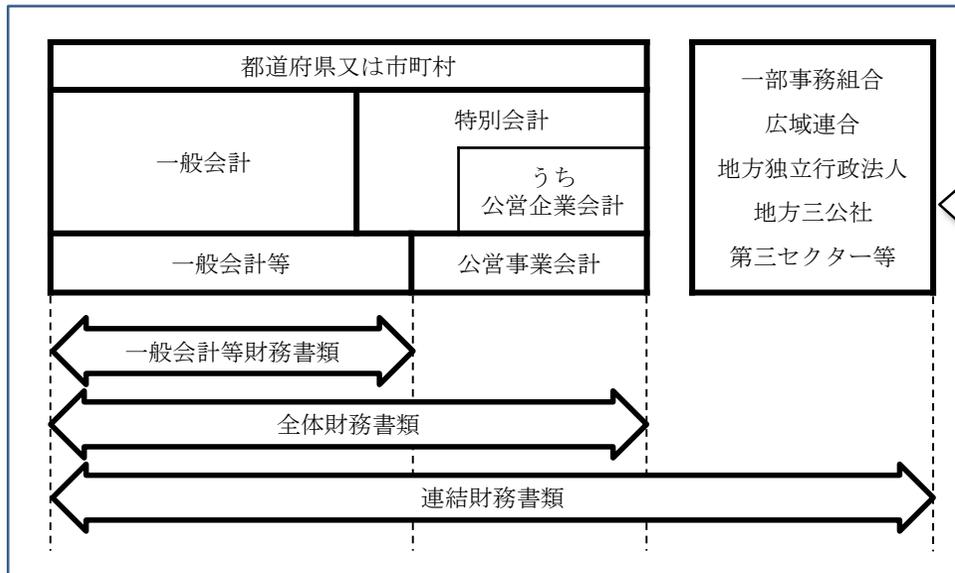
51	取得財源内訳
52	耐震診断状況(建物)※
53	耐震化状況(建物)※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数(件数)※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

連結財務書類作成の手引きの概要

- 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

1. 連結財務書類の対象範囲



- 一部事務組合・広域連合
→ 経費負担割合等に応じて比例連結
- 地方独立行政法人・地方三公社
→ 全部連結又は出資割合等に応じて比例連結
- 第三セクター等
→ 全部連結又は出資割合等に応じて比例連結
→ 出資割合25%未満で損失補償等を付している等の重要性がない場合は連結対象としないことも許容

2. 連結財務書類の作成手順



公会計基準・モデル比較表

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類 の作成基準)
財務書類 の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産 の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明・・・取得原価 ・取得原価が不明・・・再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 土地・・・固定資産税評価額 建物等・・・再調達原価 ○インフラ資産 土地・・・取得原価 建物等・・・再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産・・・決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産・・・売却可能価額 	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)・・・毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産・・・取得原価 ○物品・・・取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上